

令和4年12月7日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 加 藤 伸 司	危機管理監 山 田 大 平
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 影 山 敬 二
布野支所長 才 田 申 士	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 落 合 裕 子
三和支所長 細 美 寿 彦	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議事係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 鈴 木 深由希 横 光 春 市 齊 木 亨 杉 原 利 明
第 2	議案第115号	令和4年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）

令和4年12月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（令和4年12月7日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 鈴 木 深由希……………189 横 光 春 市……………201 齊 木 亨……………217 杉 原 利 明……………232
第 2	議 115	令和4年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）……………249


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の3日目及び追加議案の審議を行います。

本市議会は今定例会も、新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用、マスク着用での発言としています。発言等が聞き取りにくい場面もあるかと思われませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、藤井議員及び保実議員を指名いたします。

次に、本日の一般質問に当たり、鈴木議員、横光議員、杉原議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許します。なお、資料の内容については、事前にタブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示ししています。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 真正会の鈴木深由希です。お許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、新県美展に関する市民の声をお伝えしたいと思います。新県美展の出品受付、巡回展を今年度市が中止したことについて、市民から問合せがありました。中止理由は私自身も納得し難いものでしたが、周りからは市の決定は変わらないと言われました。市民と同様諦めきれなく、6月定例会、一般質問で再考を要望いたしました。有志が署名活動され、総数1,224名の再開を願う署名が集まり、代表4名が市長に提出、市長は4名の代表者の声を丁寧に聞かれ、率直な意見交換をされました。市長から新県美展の受付、巡回展の再開を準備すると告げていただき、すぐに皆さんにお伝えしたところ、もちろん大層喜ばれました。代表の1人、金属造形作家の的場由樹さんは、再開を支援してもらった感謝の気持ちをフェイスブックに投稿、再開に当たり市民側も積極的に参加していけるよう、今まで以上に意識が高まっていけばいいと思いますと述べておられました。福岡市長の英断に多くの「ありがとうございます」が届きました。皆さんに代わり、心から感謝を申し上げます。教育委員会の係の方々、どうぞよろしくお願いいたします。本市の文化芸術活動がますます活性化することを続いて応援したいと思います。

ます。

それでは、本題に入ります。大きく3点、まちづくりの主体について、三次市まち・ゆめ基本条例について、市民のための福祉政策について、市民の声を基に質問いたします。

大きい項目1、まちづくりの主体について。これまでの同僚議員の答弁も踏まえて、事実の積み重ねとして答弁の検証をいたします。

6月定例会において、まちづくりの主体は市民や住民自治組織との答弁、9月定例会では様々な主体がまちづくりの主体であり、各19の住民自治組織それぞれの地域の自主防災組織、住民自治組織とは別の組織もまちづくりの主体を担っているとの答弁でした。市民を主体として、協働のまちづくりを表明しつつ、行政の主体や行政の指導を補助機関の恣意的な権限行使で多極化させ、ばらばらにしていないか。行政、地域ともに舵取り役が不在で、多極化した各部署ごとに設置された独立組織をそれぞれ主体と位置づけていることは諸悪の根源と、市民から指摘がありました。また、議会報告懇談会でも、多極化した組織がばらばらで、まちづくりの絆が希薄になってきたとの声もありました。ばらばら、分断と、この表現を各地域でよく耳にします。

ここで市長にお尋ねします。まず市長は行政主体である三次市の行政機関の長として、三次市の意思を決定して外部に表示する唯一の機関であり、行政のトップです。次いで、各部局は事務分掌規程に基づき、行政長の補助機関として市長権限に属する事務を市長の名と責任において権限行使するものです。代理を務めていると理解していますが、私の解釈は間違っていますでしょうか。行政主体、行政長、補助機関の考え方、在り方について、市長の御所見をお伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) まず初めに、まちづくりの主体について答弁させていただきたいと思います。これまでの議会の中で答弁させていただきましたとおり、まちづくりには市民を始め住民自治組織、NPO法人、各種団体など多くの関係者が関わっており、その全てがまちづくりにおける主体であると考えています。人口減少、高齢化などが進む中で、地域課題は多様化してきており、課題解決に向けた取組の推進にはこのような多様な主体が関わり、連携した仕組みづくりが重要であると考えております。

市長の責務につきまして、まち・ゆめ基本条例には「市長は、市民のしあわせをめざし、公正で誠実に市政を行わなければなりません。市長は、効率的に組織を運営し、市民の信頼と期待に応える職員の育成にも努めなければなりません。」と、市長の責務として述べておるところです。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番（鈴木深由希君） 今まで聞かせていただいた質問への答弁、同じ答弁でございます。私は、トップとして市長のお考え、それは市長が全て指示されているのかということを確認したかったんです。ただいま、まち・ゆめ基本条例の8章の条文を読み上げられたようであります。

9月定例会において、市には住民自治組織などが自ら主体的な活動ができるように人的・財政的な支援を行っていく役割があるとの答弁でした。人的支援でサポートセンターの訪問を述べておられますが、住民自治組織の立場からは意味を感じられないとのことでした。調査をしてみても、行政の空回りではないかと感じました。職員が日々職務に徹しておられることに敬意を表し感謝をしていますが、住民の意識との乖離があるのは事実です。憲法第92条で地方自治の本旨である住民自治として明示されているように、住民が自分ごととして当事者意識を持つことがあるべき姿と考えます。本来、地域課題は住民が取り組むことが望ましいのですが、当事者意識が確立されていない地域住民の関心、参加意識が希薄化して、役員になる人が少なくなり成り立たなくなっていると、地域活動に御尽力されている方が憂いておられます。まちづくりの主体を市民とするのなら、現状を打開するには市民の声に真摯に耳を傾け、これまでの行政の視点をリセットして、仕組みを見直すことが必要だと考えます。

市長は、これまでの行政目線でプッシュ型の人的・財政的支援が適切で、このままでいいとお考えでしょうか。吉舎でのまちづくりトークでも御意見がありましたが、市長はどうお考えでしょうか。御所見をお伺いいたします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） これまでの行政のまちづくりに対する人的・財政的な支援がどうであったかという御質問ですが、地域活動を担う住民自治組織には、まちづくりサポートセンターや集落支援員の配置などの人的支援、自治活動支援交付金による財政支援を行っており、地域の主体的な活動につながっているというふうに考えています。

市としては、住民自治組織を中心にヒト・モノ・カネの支援を行い、19の住民自治組織がそれぞれ特色あるまちづくりに取り組まれていることが本市のまちづくりの特徴であると捉えています。住民自治組織では清掃活動や防犯灯の設置など、地域環境を自らの手で守っていく環境活動や地域の行事などの交流活動を通じて、地域住民のつながりを深め、顔見知りが増えることでいざというときに協力しやすい関係づくりなど、住みよいまちづくりに向け主体的に取り組まれています。また、住民自治組織を中心とした地縁型のコミュニティと、市民団体や法人格を持った組織、団体である目的型のコミュニティが連携し、若い世代も加えた地域の未来づくりについてのワークショップの開催、農村型地域運営組織のような新たな組織の設立に向けた活動、世代間、地域間を超えた交流なども行われ、地域活性化が図られています。

今後も地域の主体的な取組を支援するとともに、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりに向け、連携して取り組んでいきたいと考えています。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 答弁の文言、文章が私の記憶と、ほとんど9月のと同じような気がしました。あれこれがかっつけてあるんですけれども、結局同じことをおっしゃっています。どうして何度も何度もこういう質問を繰り返しているかという、9月定例会、またその前の定例会で同僚議員も同じテーマで質問しています。それを見た市民から、あの答弁は何なんか、本当に現状を見とるんかと、そういった声があるからまた改めて問わせていただいています。

もちろん住民は地域を愛しています。地域のことを一生懸命されています。しかしながら、この仕組みが、後でまち・ゆめ基本条例のときに触れますけれども、市と議会と市民、この三者のつながりというものが成り立っていないという点で、ずっと質問を続けております。市の立場として地域振興部、各住民自治組織、地域住民、それぞれの声を聞けば聞くほど関係性、主張が乖離していると感じます。目的と手段、主体と脇役、位置づけをあいまいにしての施策は本末転倒しているではありませんか。誰のために何の目的で存在するのか。組織の使命、存在意識を再確認し共有することが、取組の基本と考えます。

防災面でもまちづくりを担う組織の主体とされる住民自治組織と自主防災組織は別組織としながらも、結局のところ予算や仕事が住民自治組織に割り振られています。あるべき姿なのでしょうか。自主防災組織の体制を有事に備えて構成員を別にしてしているところもあります。また、人員不足で、別にしたほうがいいのは分かっているけれども別組織をつくることができないとおっしゃっている会長もいらっしゃいます。

防災・減災は大切な市民の命に直接関わることです。地域における課題を整理して、自主防災組織がいざというときに実動できる体制の必要性を、有識者が声を上げておられます。本市としての方向性をお伺いいたします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 自主防災組織についてですが、この自主防災組織は住民自治組織と同様に19地区で結成していただいています。それぞれ別の組織として、全く別の役割を持っているものと考えております。自主防災組織では災害時の対応について安全を確保した上で地域住民への避難の呼びかけ、危険が迫る前の避難誘導、基幹避難所の可能な範囲での運営支援、必要に応じて補助避難所、地域避難場所の開設、運営等に協力を頂いているところです。住民自治組織では安心・安全なまちづくりを進めていく上で関係する部分もあるため、連携して取り組まれており、予算や仕事が住民自治組織に割り振られているといったこともありません。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 三次市まち・ゆめ基本条例についてお尋ねします。これまでは答弁の事実確認をさせてもらいました。市長がこの答弁を聞いてどう思われたかをお伺いしたかったんですけども、ちょっと残念です。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 今、それぞれの自治連合会で自分たちの地域をどういうふうにするかというところで悩まれて、まちづくり計画を始めとしたそれぞれの地域のビジョンを策定していただいて、そのビジョンに基づいてそれぞれの地域でいろいろな自治活動や、あるいは自主防災組織に関係する活動を展開していただいております。

まちづくりというのは、やはり市民一人一人が主役であるというのは、これは揺るぎのないところであると思いますし、ここの主体をどういうふうにするか、自らのまちとして自分たちの地域としていろいろな活動ができるかという意識を、今後さらに広げていく必要があるというふうを考えております。

私は、今鈴木議員からご指摘いただいた自治活動あるいは自主防災の課題はあるのは認識しておりますけれども、しかしながらその課題がある中で、それぞれの地域は何ができるかということで一生懸命取り組んでいただいております。例えば、これまで作木においてはまちづくり連合会を一般社団法人化したり、あるいはその中でNPO「元気むらさくぎ」を設立されて、地域の特産品を販売されたり、さらには合同会社といったような取組であるとか、あるいは青河においては「ブルーリバー」という有限会社を設立されて、何とか自分たちの地域へ子供たちを呼び込もうと、そして元気な活力のある地域に結びつけていこうと、そんな動きであるとか、農家レストランとか地域の拠点施設の運営などにも取り組まれているといったようなところもあります。

最近では、コロナでそういった人が集まる自治活動というのがなかなか思うようにできないといった状況の中で、ここ数か月のそれぞれの地域の取組は、例えば和田地区ではママカフェといった取組であるとか、吉舎地区においては朝のコーヒータイムであるとか、田幸のマルシェといった、そういった人が集う場、これまでの自治活動がどれだけ重要でかけがえのないものであるかというのを、地域の皆さんや市民の皆さんも実感されつつあるのではないかと思います。それぞれの地域でふるさとまつり等も行われておりますけれども、今年のようなふるさとまつりの盛況ぶりというのは、これまで私も議員活動、あるいは市長になって、政治活動をして17年以上たちますけれども、これだけ多くの方が地域のまつりに参加され、楽しみにされている様子というのは、過去には見たことがないというぐらい、それぞれのまちの特色であるとか、あるいは地域がめざしている自治活動の在り方というのはこういうことかなと実感しているところであります。

今後においても、これまで一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所の各地区におけるコミュニティ拠点であるとか、常駐スタッフの配置であるとか、各住民自治組織を中心にあらゆ

る団体が連携して活動を展開している三次のまちづくりの取組というのは、全国に誇れるものであるというふうにも御指摘いただいているところでもありますし、こうした取組がない地域については、三次のような自治組織の取組を実践していこうというまちも実際ありますし、そういった問合せもあるところでもあります。また、それらの活動がこれまで様々な省庁あるいは団体からの表彰を受けているのも事実でありまして、本市の住民自治組織連合会の取組が、地方自治施行70周年記念総務大臣表彰を受賞したり、あるいは川西自治連合会が国土交通省の手づくり郷土（ふるさと）賞を受賞したり、さらには農林水産省のディスカバー農山漁村（むら）の宝を受賞されたり、さらに清河の自治連合会においては過疎地域自立活性化優良事表彰総務大臣賞なども受賞されていますし、その他の地域においてもそれぞれの地域づくりの活動が認められ、表彰されているところもあります。

やはりそれぞれの地域で何ができるか、自分ごととしてどういった活動ができるかという意識の醸成というのは、今後重ねていかなければならないと思いますし、引き続き自治連合会の役員の皆さんや地域の皆さんとしっかりと向き合って、それらの課題についてどうやったら克服できるのか、これは永遠の課題かも知れませんが、しっかりと向き合って対話しながら、地域づくりは何かというのを追求していきたいというふうに考えております。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 市内全域、しっかりと足で歩かれ、市民と対話を重ねてこられた市長のお言葉、それを待っておりました。ただ、研究所の評価とかそういったもの、それを市広報なんかでちゃんと報告していただいていますけれども、地域住民とかが一緒に喜べていない、実感できていないという現実があるのは知っておいてください。ここ四、五年、私だけではありません、議員のもとへ様々な課題を住民、市民が届けます。それを部局に行って相談したりももちろんしております。何かずっとかみ合わない、乖離が広がっているのをちょっと心配しております。

さて、三次市まち・ゆめ基本条例についてですけれども、本市は平成16年の合併時に地方自治法による自治区制を導入しないで、平成18年に独自の三次市まち・ゆめ基本条例を制定し、新しい時代の自治体の再編成をめざしました。条例が施行されて16年、時代は大きく変化しています。人口減少、少子高齢化、地球温暖化、気候変動、様々な課題をずっと前から問題視しながら、いろいろ手は打つのですけれども、現実には押しかかっています。まちづくり、住民自治組織について、ここ四、五年届く声、どうも今、市のほうで考えていただかなくてはならないなど。行き着いたのが条例の解釈の確認でした。

質問の順番を入れ換えまして、4ページを先に質問いたします。この条例は最高の約束と定義しています。最高規範と認識していいのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） この条例は、条文のとおりまちづくりについて市民と市議会及び市が共に尊重していく最高の約束であると認識しております。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 前文に続いて1ページ、3ページ、解釈文のところですが、「私たち」と表記されているのは、市民と市議会及び市の三者を指している。まちづくりをそれぞれの主体的な活動が実践されていくこととしている。主体の定義とは、答弁でも市民個人、住民自治組織、常会など複数の組織を列記していますが、活動が重複している組織もあります。三者という定義、これは適切なのでしょうか。それぞれの主体的な活動とは、主体の定義をお聞かせください。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 前文にあります「私たち」「みんな」の定義につきましては、市民と市議会及び市の三者のことを指しております。まちづくりのそれぞれの主体的な活動については、具体的には、例えば市民のボランティア活動や住民自治活動などの団体や組織などが自ら進んで取り組む活動というふうにも捉えております。主体の定義につきましては、まちづくりに関わる全ての人々や団体、組織などです。団体や組織であれば、そこに参画する市民が重複していることもあると考えます。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 続いて、目標の実現のため、まちづくりと人づくりを一体的に進め、自ら考え行動していく市民を育てるとしています。主体的な参加について記載がありながら、一方で権利を有する、参加が不可欠とあります。目標の実現について、ここでいう目標とは何でしょうか。誰がどのように市民を育てるのですか。主体的な参加とはどう捉えたらいいのでしょうか。あいまいで意図がなかなかつながりません。3点の解釈をお尋ねします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 目標の解釈ですが、まちづくりの最終的な目標は市民の幸せの実現ということであると思います。目標の実現のためにまちづくりと人づくりは一体的に進め、自ら考え、行動していく市民を育てることが大切であるというふう考えます。

また、主体的な活動ということにつきましては、市民について主体的な参加について、権利

を有する、また参加が不可欠、一方でそれは自由度を担保したものであるというふうに述べられておりますが、このことにつきましては、まちづくりに参加する権利を有するということは、市民誰もがまちづくりに参加する機会があるというふうに捉えております。市民一人一人が、いつでもどこでも自ら関わるができる、そういった状態であるということが大事であると考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 本市の最高規範と位置づけられている三次市まち・ゆめ基本条例は、解釈の共通認識があつて初めて条例がよりよいものになると考えます。どこまで市民に浸透し、私たち及びみんなの定義とする市民、市議会、市が、周知して、三者の共通認識となっているとお考えでしょうか。市民と住民自治組織と市の意識が乖離している、条例によるまちづくりが共通認識となっていない印象があります。その要因は何とお考えでしょうか。また、市民に浸透する、市民にしっかり周知する働きかけをどのように行ってこられたでしょうか、お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 昨年度実施しましたまち・ゆめ基本条例の検証に際し、検証委員会からは様々なまちづくり活動が本条例につながるものであるということを市民自らが認識し、まちづくりへの参画がより推進されるよう引き続き広報手段や啓発資料について検討、工夫をし、市民に分かりやすい普及啓発活動が必要であるとの御意見も頂いています。こうした御指摘を踏まえ、まち・ゆめ基本条例が広く市民の皆様にも認知されるよう取り組んでいるところです。

具体的な普及啓発活動としましては、例えば出前講座を「みんなが主役のまちづくり」という講座名で実施しております。また、昨年の検証委員会の中では、まちづくり月間を設けてはどうかといったような御意見も頂いております。今年から10月をまちづくり月間というふうに位置づけたところであり、こういった機会を利用して今後も普及啓発をしていきたいとも考えております。

それに加えて、若い人たちへの普及啓発というところで、これまでも例年小学校6年生、それから中学校1年生には、毎年まち・ゆめ基本条例を分かりやすく解説した漫画本であるとかハンドブックなどを配布し、各学校でもこういったものを活用して、普及啓発といった取組を進めているところです。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番（鈴木深由希君） 取り組んでいる、考えていると言われながら、実際には行われていない。出前講座は市民からの申込みがあつてのことです。そこへ気づいていない市民も多くいる。このまち・ゆめ基本条例を知らない市民がたくさんいます。先ほどおっしゃったハンドブックというのはこれでしょうか。子供たちにまず知ってもらふというのは大事なことだと思います。でもそれだけで終わっている。それがどう家族へ展開していつているかとか、そういったことの後追いがされているのかなとも思いました。

検証委員会のことをおっしゃいましたが、4年に1度、検証委員会による見直しが行われています。過去の会議録をひもといてみました。内容はぼやけた感じで分かりにくい。主体的に関わる職員が知っているのか。職員アンケートの回収率が十分と言えるのか。住民自治組織の弱体化や高齢化で取り組むやり方を考える必要があるなど、委員、職員が意見を出されています。しかし、最終的な提言は今部長が紹介された文言でした。検証が行われても、貴重な御意見がたくさん出されても、それを基に条例の改正に踏み込んでいません。これまでに4回提出されました意見提言書の内容を市はどう受け止められましたか。全く改正の必要はないとお考えでしょうか、お伺いいたします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） まち・ゆめ基本条例につきましては、4年を超えない期間ごとに検討及び見直しを行うため、直近では令和3年度に検証委員会を設置し、検証していただいております。その中で、現時点での見直しは必要ないとの結論を得ておりまして、現時点では改定の必要はないものと市としても考えております。様々な意見は頂いておりますので、それについての対応は引き続き検証を踏まえてしていかなければいけないものと考えております。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 16年間、委員からの貴重な意見も出ながら、改正の必要はないと結論づけておられます。改正の必要があるという意見が膨らんでいます。条例を現状に沿った形で見直すことで、市民に対してはまちづくりの希望が膨らみ、発想力、思考力のある職員に対しては士気を鼓舞し、能力が発揮できる環境づくりに、よりよい人材育成ができると思います。

市長には、今のままの条例に沿ったまちづくりで明るい未来が見えていますか、お伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 先ほどの議論でもありましたけれども、このまち・ゆめ基本条例の見直しについては4年に1度、検証を15名の委員の皆さんで実施していただいております。その実施の

最終的な結論は、何度もこの検討委員の皆さんがまちづくり基本条例について検討を重ねられ、現在のまち・ゆめ基本条例を策定されているといったようなことを踏まえれば、この理念を基に今後まちづくりを進めていくということには変わりはありません。今後、長期的な市の計画も、いよいよ再来年度から新しい計画も進めていくように今準備をしておりますし、そういったまち・ゆめ基本条例を基にした三次の10年計画というものを、しっかりと市民の皆さんが希望の持てる計画に落とし込みながら、そして多くの皆さんに関わっていただくということを基本にしながら、市民の皆さんの夢や希望というものに少しでも近づくように、我々は精いっぱい努力していきたいというふうに考えています。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 市長におかれましては、再出馬を表明されました。市長がいつも口にされる住民のつながりと笑顔のまちづくり実現のために、どうぞ思い切った対策、住民の目線で、市民の目線での改革に期待いたします。御丁寧な答弁、ありがとうございました。

大項目3、市民のための福祉政策についてに移ります。福祉とは、幸福と同じ、幸せという言葉の意味の言葉です。日本国憲法の第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」とあり、幸福追求、公共の福祉というように、幸福と福祉の両方の言葉が使われています。福祉というと、高齢者や障害者を対象とした特別なことのように思われがちですが、福祉の意味を調べると、一人一人の求める幸せがあるのであれば、一人一人の集まりである社会全体の求める幸せもあるはずで、そこに福祉と幸福という2つの言葉の存在する意味があると書いてありました。

モニターをお願いします。行政が行う福祉の支援は、生活でお困りの方への支援、子供、子育てへの支援、障害者の方への支援、高齢者の方への支援があります。福祉は社会全体、みんなのためという意識を共有していただきたいとの思いで、一般質問で再々取り上げさせていただいております。モニターありがとうございました。

障害者総合支援法2013年改正、障害者差別解消法2021年改正、合理的配慮の提供を民間事業者へも義務づけました。本市では、障害者差別解消法2013年施行当時、合理的配慮について職員研修が行われました。その後、研修はもちろんですが、法に基づいてどのような取組を行っていますでしょうか。また以前、障害者差別解消法実効に向けて条例制定をめざしましたが、断念した経緯があります。その後、条例制定の協議をされていますでしょうか。これまでの本市の取組を改めてお尋ねします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) まず職員研修についてお答えをさせていただきます。障害者差別

解消に向けた職員研修につきましては、毎年採用となった職員を対象に研修を行っているところです。本年度も4月4日に実施しております。本市におきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する三次市職員対応要領というものを制定し、本市職員による障害者に対する差別の解消の取組を実効性のあるものとするために、必要な事項をここで定めております。その中でも規定しておりますが、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な研修、啓発を行うものとするという規定を定めて取り組んでいるところでございます。今後も障害者差別解消や合理的配慮の取組につきましては、職員の間で共有するとともに、職員の研修会も継続して行っていくよう考えているところでございます。

続きまして、もう一つ、障害者差別解消の条例制定断念というところについてでございます。平成30年度におきまして、三次市手話言語の普及及び障害者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案を、議会提案後撤回させていただいたという経緯がございます。現在は、条例の策定ではなく、障害者施策の推進に関する基本的な考え方といたしまして、障害者基本法やそれに基づき策定しております三次市障害者計画に則して、障害者の自立及び社会参加の支援等において、総合的かつ計画的に各事業を推進していくことが大切であると考え、誰もが住みやすい環境を築くために、障害をお持ちの方はもちろん、社会的に支援が必要な方々も含めた事業等の取組を進めているところでございます。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 新規採用者へ毎年新たな研修が行われているということですが、会計年度任用職員、また子供たちに関わる職種としては放課後子供会や児童館などの補助員さんなんかも対象になっているのかなと思います。なっていなかったらぜひしていただくようお願いしたいと思います。当事者でないと分からないこと、気づかないこと、また職場での差別をなくす、店舗での配慮、どう声をかけたらいいか、できる支援について、必要な支援について、市民が知る機会を持つということが必要で、条例制定をお願いしております。

障害者計画については、やはり行政の運営に関する計画であります。条例は市民全員、皆さんで取り組むための条例なので、そこのところはちょっと違うのではないかと。計画を仕立てているから大丈夫、しっかり働きかけているよというけれども、市民の皆さんもその支援を考えたり学んで、皆さんが温かい社会をつくるのが必要なのではないかと思います。そのため条例は1つの大切なツールだと思います。

また、情報コミュニケーション条例の制定はもう今97自治体、手話言語条例は34都道府県17特別区321市84町3村、国内マップの色づけを見ますと、色がついていないところのほうが少なくなってきております。はっきり言って、三次市はちょっと出遅れております。止まったままのようにも感じられます。発達障害などへの理解が進まないのも、そういったところにも要因があるかと思えます。ぜひとも具体的な取組をお願いしたいと思えます。

本年6月には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されまし

た。情報アクセシビリティは、障害者基本法においては基本施策、障害者基本計画においては障害者施策全体に横串を刺す横断的視点、そして障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための事前的改善措置として位置づけられています。

モニターをお願いします。障害者が直面する情報格差の例です。聴覚障害者ではオンライン会議に字幕がない、要約筆記者を要請します。企業の間合せ窓口が電話のみ、私も市民の要望から中電、NTTにかけましたけれども、音声ガイドランスに沿って目的の部署に行き着きませんでした。邦画に字幕がない。視覚障害者では、選挙公報の点字、音声、拡大文字板がない自治体も多いそうです。本市もまだのようです。テレビの速報が字幕のみ、テレビで副音声がある番組が少ない。ホームページで読み上げ機能が使えない情報がある。本市も実はホームページだけでなく市広報も読み上げ機能が使えるようにと、何度か要望されていますが、まだ改善されていないようです。取り組まないといつまでも情報格差は解消しません。

次をお願いします。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、国や地方公共団体、事業者の責務を明記しています。障害の種類や程度に応じて情報取得の手段を選択できるようにする。障害のない人と同じ内容の情報を同時に得られるようにする。事業者は国など実施する情報取得の施策に協力するよう努めなければならない。できる、できないでなく、やるか、やらないかの議論となると思います。

昨年12月10日に広島県難聴者・中途失聴者団体連合会と県北三次難聴者・中途失聴者協会から、市長に条例制定について要望書が提出されました。市長は、担当部局に研究し検討するよう指示されました。以前と比較して、差別や配慮する事項も格段に増えています。条例制定には様々な事項を考慮した上での制定が望ましいと考えます。先ほど、この条例制定に関しては平成30年以降手つかずのようでありましたが、ぜひとも検討、制定の方向性をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 議員おっしゃられましたような発達障害もそうでございますが、それに限らず障害に対する理解は、日頃からの理解や関わりによって気づいていくものであるというふうに認識をしております。そのため障害をお持ちの方、障害をお持ちでない方の両方に資するということを認識して施策を行うことや、市が発信する情報や障害者支援協議会へ参画いただく団体、事業者が相互に連携していく体制整備も重要であるというふうに認識をしております。障害の理解はそういった取組や日頃の関わりを通して、市民一人一人が認識を深めていくことが大切であり、条例の策定に関わらず必要な事業等を適切に進めていきたいと、現在は考えておるところでございます。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番（鈴木深由希君） いかにも伝えるかですね。これは本当に一番の課題だと思います。学校では子供たちにいろいろな障害者のこととかを指導してくださっています。大人も率先してお手本が見せられるように、どう伝えるかをもう一度よくお考えください。

内閣府では、推進のため次のように示しています。合理的配慮のために合理的配慮の提供について相談できる窓口を明確化する。情報アクセシビリティについての担当者を設定する。環境整備のために情報アクセシビリティについて検討する担当者の設置は、体系に応じ部署ごと、組織ごと、あるいは同種の組織間での設置でも構わない。情報を取り扱う人々が情報アクセシビリティについて学ぶ機会の設定をお願いします。一部抜粋させていただきましたけれども、内閣府での通知はもしかしたらもう来ているかと思います。御覧になっているとは思いますが、しっかり研究していただきたい。やはり担当者も置いてほしい、専属の方を置いてほしい。これは皆さんお願いしておられます。障害者の差別、情報格差解消には、条例制定は不可欠です。

もう一度、最後をお願いします。具体的に検討を進めて早期の条例制定を望みます。本日の要約筆記は府中市から2名、世羅町から1名来てくださっています。市内で有資格者が足りていなく、県のネットワークで応援してもらっています。要約筆記、手話通訳、点字、朗読など、支援者の育成が課題となっております。この秋、それぞれのサークルが講座を開いて育成、入会に努めております。どうぞ行政も後押しをしていただけたらと思います。誰もが安心して優しい日常が送れるよう、行政と市民、議会、三者の協力が不可欠であるとおっしゃいました。しっかりとそれを前に出して、福岡市長のリーダーシップに期待して、今後の明るい未来を見たいと思います。

これで一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時27分——

——再開 午前10時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 皆さん、おはようございます。真正会の横光春市でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

11月21日に全員協議会で令和5年度から7年度、3年間の財政計画が示されました。いずれの年度も単年度収支では財源が不足し、基金繰入金によって予算編成を行うという苦しい財政運営であると説明されました。ああ、そうなのかと、聞いていればそこまでなんでございます

けれども、市として新たな財源を求める方策を考えるべきと考えております。向こう3年間の財政計画には、その説明はありませんでしたが、何かお考えがあればお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 先月になりますけれども、11月21日の全員協議会でお示しいたしました財政計画におきまして、議員おっしゃいましたように令和5年度から7年度3か年におきまして、合計いたしますと約18億円の財源不足が生じておるところでございます。この財源不足への対応につきましては、基金を活用させていただくというふうにお示しをしたところがございます。また、御質問の歳入の確保策というところがございますけれども、これは昨年度確定いたしました長期財政運営計画においてもお示しをさせていただいておりますけれども、例えばふるさと納税寄附額の増加などという形での積極的な歳入の確保、そして収納率向上に向けた債権確保対策の推進、使用料など適正な見直しを含めました受益者負担の適正化、そして未利用の市有資産の積極的な売却によります市有資産の徹底活用、そうしたものを挙げておるところでございます。歳入確保の方策というものは、受益者負担が増加するものが多いということになりますので、慎重に検討しながら進めていくものとは認識しておりますけれども、いずれにしても市民の皆様が安心して暮らしていただける行政サービスの提供を最優先としまして、一方で歳入確保策と歳出の抑制策、着実かつ地道な努力にはなりますけれども、これに取り組みながら、最終的に持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えているところがございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 新たなものはないと、今を充実していくんだということだろうと思うんですが、私たちが研修等で東京や福岡のホテルへ宿泊したときには宿泊税を徴収されます。宿泊税は地方税で確実に歳入につながる財源確保であります。令和3年8月2日に示された三次市観光戦略の概要では、令和5年度の宿泊者数の目標値は18万人とされております。宿泊税1人1泊につき200円を頂いても、3,600万円が歳入として財源確保となります。市民からではございません。3,000万円の財源は大きな業務ができるところがございます。ホテルの理解と協力は必要であります。未納はありません。市職員の業務もほとんどないところであります。よい財源確保というふうには考えておりますが、執行部の所見をお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 議員御提案の宿泊税につきましては、市の財源確保として1つの手法と考えます。現在、宿泊税を導入しているのは8つの自治体で、

東京都、大阪府、京都市、金沢市など、観光産業がその自治体の経済を支えられている、いわゆる観光都市と言われる自治体で導入されています。

本市の観光客の動向といたしましては、日帰り観光客が9割以上を占めており、本市での宿泊税導入は難しいと考えております。

市といたしましては、市の観光戦略に基づき来訪された観光客の満足度とリピート率アップ、滞在時間の延伸を図り、観光消費額を上げていく取組を優先しているところでございます。三次観光推進機構においても、日帰り観光客よりも宿泊客のほうが観光消費額が高いことから、宿泊者数の増加につながるよう宿泊プランの企画や宿泊推進キャンペーンに取り組んでいるところであり、観光消費額の増加による観光事業者の売上げ増、地域経済の活性化による税収の増につなげていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 非常に残念な答弁であったというふうに思わざるを得ません。やはり多くのところがやってないから、うちもやらないんだと。それを元手に観光産業をもっとよくするんだと。3,000万円でどれだけの仕事ができるのかということをよく考えていただきたいというふうに思うわけでございますが、次回に向けて考えていただければというふうに思っております。

次なる提案は、観光地や駅前のできる、先ほど言われましたふるさと納税ができる自動販売機の設置であります。1万円を投入すれば、納税証明書と3割、3,000円のお土産券、あるいは三次藩札が発券されるという自動販売機を設置するという提案であります。この自動販売機の設置は、初期投資は必要であります。1万円で3,000円のお土産券を発券することにより、返送する手数料や職員が返品対応がなく、納税していただいた方への対応が早いという面があります。併せて、三次市内で3,000円を元手にお土産等を買物できる。商品の売上げがアップするというところでございますし、その3,000円を元手に5,000円の物を買うということもできる。決められたものでなくして三次市のよいものを購入できるということでもあります。先に申し上げました三次市観光戦略の概要、令和5年度の総観光客数の目標値は347万5,000人です。仮に0.5%、1万7,375人の観光客が1万円納税していただくと1億7,375万円の納税で、3割返礼しても1億2,162万5,000円の財源確保ということになるわけでございます。私は検討に値すると思いますが、執行部の所見をお伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 現在、ふるさと納税はインターネットを介しての寄附申込みが大部分を占めています。議員から御提案いただきましたふるさと納税の自動販売機の設置の仕組みについては、インターネット利用者にとどまらず実際に現地を訪れた人が簡易に当該自治

体へのふるさと納税が行えるよう企画、提案、開発されたものです。3年ほど前から先進的に全国の観光地や名所などに設置されるケースが増えています。自動販売機の導入については、既に取り扱事業者から御提案を頂いており、現在他市町の動向を注視しているところですが、本市の観光入込客数に基づく設置場所の選定、個人消費の現状による返礼品の内容など、検討が必要であり、管理システムとの連動確認や事務作業が煩雑になることも懸念しています。また、初期投資や維持費、運用経費などの費用の寄附額に占める割合が総務省の基準に収まるのか検証する必要があり、慎重に検討していきたいと思っております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 慎重に検討していただきたいというふうに思います。

市内を巡回して、空き家が増えてきたなど、休耕田が増えてきたなど。耕作条件のよいところでも休耕田があり、中には荒廃している圃場も見受けられます。条件の悪い、土羽部分の長い圃場にあっては、休耕田も荒廃した圃場も多く見受けられます。一般質問に当たり、産業振興部から資料を頂いております。

資料をお願いいたします。資料によりますと、令和4年度で申し上げますと、三次市管内の圃場は4,718ヘクタールあります。そのうち水稻耕作面積は2,923ヘクタールでございます。野菜等の耕作面積は854ヘクタール、活用されている圃場が3,777ヘクタールで、休耕田は864ヘクタールあるという状況であります。数字的に合わないところもございますが、これは資料として示せる数値ということで理解いただきたいと思います。資料で示すように、三次市の圃場、水張り面積は3年間で80ヘクタール減少し、水稻耕作面積も88ヘクタール減少しております。休耕田は反対に20ヘクタール増えている状況が見えてきました。気になるのは、三次市の圃場が8ヘクタール減少し、休耕田が20ヘクタール増えている。60ヘクタールはどこへ行ったのかなど。休耕田にもならず荒廃した圃場となったのか、あるいは地目変更されたのか。いろいろなことが考えられますが、執行部として、この資料で示した3年間の減少状況を見て、何か対策をと、お考えがあればお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この資料でございますけれども、農業者から提出された営農計画書の集計値でございますけれども、令和4年の主食用等の水稻耕作面積2,923ヘクタール、令和2年が3,011ヘクタールということで、議員が言われますように88ヘクタールこの間減少しております。主な要因といたしましては、高齢化や高齢による離農というようなもので作付をされない自己保全管理や調整水田など、休耕田が増加傾向にあります。こうした主食用等の作付減少面積を補い、不作付地を増やさないように、担い手や大規模農家などへ主食用米の作付調整や耕畜連携による飼料用米、稲発酵粗飼料、こうした作付の拡大、

また園芸作物の導入促進など、関係機関と連携し取り組んでいるところではございますが、今後こうした取組をより強化し、適切な農地の保全を図っていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 強化していかんやいけんのだろうというふうに思うわけですが、実際は減少しているということでございます。地域農業、集落を守るためにも、農事組合法人も集落ごとに設立されている地域もありますが、地域によっては専業農家や退職後、地域の圃場を預かって耕作をされている個人経営者もおられるわけですが、しかし、高齢化が進み、地域農業のありように危惧しておるところでございますが、地域の耕作者の中で近所の圃場も預かって耕作している方と話をしていると、自分が耕作をやめるとこの一帯は休耕田になるだろうと、心配そうに言っておられました。国道沿いの圃場整備をされた30アールほどの並んだ圃場でも、そのような声が聞こえてくるところでございます。10月23日の日本農業新聞では、2023年産米、適正量669万トン、面積維持で需給均衡という見出しで、農林水産省は10月20日、2023年産の主食用米の需要に見合った適正生産量を669万トンに設定したと。今年度の予想収量670万トンとほぼ同じ云々と記載がありました。令和4年度の三次市の水稻耕作面積は2,923ヘクタール、この面積は三次市の目標とする水稻耕作面積と比較してどうであったかということであります。水稻耕作面積と目標面積の均衡が取れていれば、今年度はよかったというふうに思うわけですが、令和3年度から4年度にかけて71ヘクタールも水稻の耕作面積が減少している。執行部として、来年減少したときにその目標値、三次市は達成できるのかできないのか、減少するのではないだろうかというふうに思うわけですが、この見通しについてどのようにお考えなのか。そして、水稻耕作面積の目標値はどうなっているのか、お伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 国は平成30年産から都道府県別の主食用米の生産数量目標の配分を廃止し、需要均衡が図られると想定される全国での翌年の生産量の見通しとして公表しています。これが、先ほど議員が言われました669万トンでございます。それに伴い、広島県では需要に応じた主食用米の生産をめざし、県域で生産すべき量を生産の目安として市町へ示しております。

本市におきましても、三次市農業振興協議会において、県が地域別に数量及び面積を設定した生産の目安を採用し、農業者ごとに主食用水稻の生産面積を提示して、需要に応じた米の生産に取り組んでいるところでございます。令和4年度の主食用水稻の作付実績は2,872ヘクタールとなる見込みでございます。令和5年度の見込面積につきましては、令和4年度の実績

績の面積から微増となる見込みで、今年の10月末時点で2,892ヘクタールの面積換算値が示されております。正式にはまた12月以降、最終的に市町に面積が示されますけれども、この生産の目安を基に、JA等の関係機関とも連携して、達成に向けて調整をしていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 目安は上がっておりますけれども、だんだんと作付できなくなってくると。私は非常に厳しい状況であるのではないかなというふうに思っております。高齢化が進んでおまして、農業従事者が難しくなってくるという状況の中で、休耕田を再び耕作できるようにできるのか。それは難しいのではないかと考えております。併せて、米の価格も安い状態が続いておりました。水稻の耕作意欲がなくなって、かえって休耕田が増えてくるのではないかと不安を覚えているところでございます。11月の中国新聞に「日本のコメ問題 余った田んぼの将来像を描く時」という見出しで、農政調査委員会専門調査委員の小川真如さんの記事がありました。記事では、将来の農地余りに対するビジョンを持ち合わせていなければ、衰退していく農業を活性化させる処方箋は描けないとありました。執行部として、今日の状況を踏まえて農業ビジョンを描いておられるのか、ビジョンどおりに進んでいるのか、そこらのところはどうかお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農業振興プランにおいて、水稻については米の需要減少や米の政策転換が進められる中、一定の品質と年間を通じた安定的な供給力に加えて、需要に応じた生産等に取り組を進めていくようにしております。米の需要減少、米価低迷の中、生産の目安や生産者からの水稻生産意向届、これを基本に需要に応じた生産を行うことが重要であると考えております。主食用米と非主食用米の組合せにより、水田機能を生かした生産を推進しているところでございます。主食用米は需要の高い品種や契約栽培を中心とした生産の推進、非主食用米は飼料用米、稲発酵粗飼料など計画生産に取り組むとともに、多種品種の作付推進及びスマート農業の推進による省力化、生産コストの低減など、JA等関係機関と協力して取り組を進めていきたいと考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) そういうこともあろうと思うんですが、今日のような高齢化が進み、農業従事者が減少する中で、農業政策は非常に難しさがあるのではないかと感じております。先ほど紹介いたしました、余った田んぼの将来像を描く時の中に、中国地方

の米のシェアは小さいが、農地に占める田んぼの割合は高く、人口も減り続けております。こうした地域には、産業政策とは別の政策が必要ですとも記載されております。市の政策では、休耕田を活用して農業作物の栽培の取組もありますが、休耕田の活用はその一部に過ぎないと考えております。そのほかの休耕田の活用はできるのか、できないのか。難しいと考えております。中国地方の農地に占める田んぼの割合は高い、人口は減り続けている、こうした地域は産業政策とは別な政策ということが必要なわけがございます。増え続ける休耕田の中には、荒廃した圃場も見受けられます。若かりし頃には、広々とした農地、さらには水田が並び、秋には黄金色の穂がつくという農村の風景が、休耕田や荒廃した圃場によって農村環境はかなり悪くなっております。執行部として、増え続ける休耕田を活用する考え、併せて行政として農地を存続させる土地、場所、箇所、将来は農地でなくてもよいところを検討する時期が来ているのではないかというふうに思っておりますが、執行部の所見をお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 休耕田が増加しているというその要因として、農業従事者の高齢化、担い手不足等の様々な要因がありますが、そうした状況の中、市としては地域ぐるみによる農地の保全と利用促進に取り組んでおり、集落の話合いにより作成する「人・農地プラン」を基に、農業生産活動が可能な農地については担い手などへの農地集積、農地の耕作条件など生産性の高い基盤整備や中山間地域等直接支払制度などを活用して、地域での農地の保全活動の支援などに取り組んでおります。今後、農地として活用できる農地と条件不利地な農地を簡易的に管理する農地に分けて保全していく、こうしたことを地域や集落での話合いにより将来の農地利用の在り方を検討する必要があるというふうに考えております。こうした地域や集落での話合いに、市といたしましてもJA等の関係機関と一緒に参加し、地域と一緒に将来の農地の在り方といったところを共に考えていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 先ほども、農地の活用の際して農業政策とは別の政策が必要だということも紹介いたしました。私も同様な考え方というのを持っております。平成28年12月の一般質問でもお伺いいたしました。そのときよりも休耕田や荒廃した圃場が増えているというふうに感じております。三次市の農業施策、農地の活用については転換期が来ているのではないかと、そのように考えております。農業を営む人が少なくなっても、地域の集落を維持することが必要ではないでしょうか。農地法的にはいろいろと制限があると思いますが、三次市の圃場を活用して工場建設や店舗建設等に活用できる方法はないか、どうなんだろうかと考えているわけですが、三次市が行政として造成するものではありません。三次市の圃場は農地

転用がスムーズにできる条件を整える。広く工夫することで民間事業者の皆さんが進出しやすい条件を整える。これが行政が行うべきことではないだろうか。行政は金を使わないで条件を整えるんであります。圃場整備された農地は農地転用が難しいとされておりますが、農地法の規制に関しては、三次市が特区として申請して、行政として積極的に農地転用のお手伝いをしますという姿勢を示すことによって、企業誘致や働く場所の確保ということにつながってくるのではないかと。ひいては若者のUターン、Iターン、Jターン、それにつながってくるのではないかと。農地転用について、特区について、執行部の所見をお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農業生産の基盤である農地は、食料の安定供給の確保、多面的機能の維持発揮を図っていくためには、農地を確保していく必要があるというふうに考えております。先ほども答弁いたしましたけれども、まずは農業生産活動の維持、継続が可能な農地の利用を促進し、条件不利な農地については活用の可能性を地域や集落と共に検討した上で、農業生産活動が困難な農地については、簡易的な管理方法による保全活動により農地を維持していきたいというふうに考えております。

農地転用により民間企業が活用することについては、先ほども議員言われましたけれども、現状では農地法により農地が取得できる法人は農地所有適格法人となっており、株式会社、農事組合法人などで、売上高の過半が農業分野、また役員の過半が農業に従事するなどの要件がございます。また、農業振興地域、圃場整備された第1種農地など、生産性の高い農地は原則転用はできないことになっております。

民間活用といたしましては、現在農業での企業参入にも県と連携して取り組んでおります。企業が農地を賃貸契約したいという個別の相談でありますとか、作付地を含めた農地の現地紹介、県主催の農業での企業誘致セミナーなどでもPRを行っているところでございます。

市といたしましては、特区については考えておりませんが、こうした活動を継続して、農地としての利用、保全を図っていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 私はよそがやらないことをまず三次市がやっていくと、多くの休耕田とか荒廃地があるわけで、その活用ということと併せて、企業が進出しやすい条件を整えること。それが行政としてやるべきことであろうというふうに考えています。実際問題、休耕田はあるわけでございます。ただ、三和町の場合はほとんど圃場整備をしている。何もできない。そのまま荒れ地にしてしまうのか、非常に悲しさを覚えるわけでございます。行政の役割は企業等が進出しやすい条件を整えることであって、あとは民間の力によって開発や整備を行う、これが発展につながるというふうに考えているわけでございます。今後の農業政策と併せて、農地

の活用については十二分に検討し、実行に移されることを期待して、次の質問に入りたいと思います。

さて、平成16年合併当初、子育てに力を入れ子育て日本一を掲げて他の自治体に先駆けた政策が展開されてきました。しかしながら、三次市が先んじてきた政策も政府の政策や他の自治体も同じような政策を展開され、三次市が展開している政策が目立たなくなっているのが現状であります。あるいは三次市の優れた政策を周知できていないのか、いろいろと考えてしまいます。三次市はこれまで、妊娠時から子育て期に至るまで、切れ目のないサポートの充実を図っておられると思いますが、他の自治体よりも抜きんでいる政策、よい政策はどんな政策があるのか、どういうことを展開しているのか、お伺いいたします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長子育て支援部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 本市では、三次市妊娠・出産・子育て相談支援センターニューボラみよしを軸として、妊娠前から妊娠、出産、本市におきましては子供が18歳になるまでを子育て期と捉えまして、切れ目ない支援を行っているところでございます。安心して子育てができるよう、保健師による家庭訪問や相談事業等も実施し、関係機関と連携しながら、子育てに係る負担感の軽減を図っているところでございます。不妊治療費の助成にいち早く取り組み、24時間365日、小児救急医療やこども発達支援センター事業を実施しているほか、経済的負担の軽減のために高校3年生までを対象としたこども医療費助成、保育利用料の軽減、保育所等の副食費軽減に取り組んでいるところでございます。また、教育面では市独自に教員を配置し、確保して、きめ細かな指導を行うなど、様々な施策により子育てしやすい三次に取り組んでいるところでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) それぞれよい政策があるというふうに思っております。市民の方や市外の方にそれが周知できていないのか。市内の方でしたら3年間いたら当たり前になってしまうわけですから、新鮮度はないわけですが、特に市外の方に周知をすると。そのことは必要ではないだろうかと思えます。そこで、地域イメージを高める、そこに子育て支援策を周知することは必要ではないだろうかと思うわけですが。例えば、子育て日本一ではなくして、母になるなら三次市で、父になるなら三次市で、これは流山市のパクリでございしますが、皆さんに三次市に目を向けていただく、心に響くフレーズで呼び込むことも考えてはと思うわけですが。そのフレーズをポスターにして、県内外、JRの駅やサービスエリア等に掲示して、三次市は子育てするにふさわしい、安心なまち、これをアピールする。そういうことを考えてはと思うんですが、執行部の所見をお伺いいたします。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 宮脇経営企画部長。

〔経営企画部長 宮脇有子君 登壇〕

○経営企画部長（宮脇有子君） 本市の子育て支援策や定住対策につきましては、特に市外から移住された方などから、以前居住されていた自治体の施策等と比較して内容が充実しているという評価を頂くことができます。このような本市の優れた施策を市内外の皆さんに発信し、関係人口の拡大につなげるため、来年1月にリニューアル予定の新しいホームページに、子育て支援、ふるさと納税、シティプロモーションの3つの専門サイトを設け、公式SNSも活用しながら、本市の特徴として発信していきたいと考えております。専門サイトを開設することで、情報を求める方に必要な情報を的確に届けられるものと考えており、併せてスマートフォンでも見やすいページ設定とするよう準備を進めているところでございます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） やるんだという意気込みを感じるところでございますが、やはり今現在においては、幾らよい政策をしてもアピールというのが私は足りていないのではないかとこのように思っています。少子高齢化、これも予想以上に早く進んでいると私は考えています。世の中の動きが早過ぎて、行政職員だけでは対応できない。行政職員に考えさせるにも限界があるのではないだろうかと思っております。このような思いが頭をよぎってまいります、その対策として、専門家を週に1回か2回雇用する、副業人材の活用を採用して三次市の生き残りをかけた政策実現を図ってはいかがかと。専門家は自分のスキルを生かしたい、肩書が欲しいという人材がいっぱいいます。そして、専門家には人脈があります。1人の副業人材を採用することによって、多くの知恵袋を三次市の政策に生かすことができるのであります。賃金を1週間に1日の出勤で2万円支払っても1年間で100万円です。2人採用しても200万円です。世の中の動きに対応するために、副業人材を採用することを提案いたしますが、執行部の所見をお伺いいたします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 多様化しております行政課題への対応、また本市が重点的に取り組む施策、こうしたものを効果的に推進するためには、外部の専門人材に関わっていただくことは有効な取組であると考えております。本市ではこれまでもこうした外部の専門的な知識を取り入れるために、例えば業務委託の中で専門的な知識を持たれる人材に関わっていただくことであったり、広島県のOB職員の方に政策アドバイザーなどとして入っていただいて、そうした形での活用をさせていただくことで行政課題等に対応してきたところでございます。

議員御提案の副業人材につきまして、重点施策ですとかプロジェクト、こうしたものを強力に推進していくためには、民間企業に在籍されている人材を副業人材として採用し、その人材

が有する知見、人脈、こうしたものを活用させていただくことは本市としても有効な手段の1つであると認識しております。今後も、これまでも行っております業務委託やアドバイザーなどという形に加え、副業人材も含めてそれぞれの目的、事業、先ほども申しましたような重点施策、プロジェクト、それぞれの目的に合わせて、より効果的な方法で専門的な知見を取り入れていくということに努めてまいりたいと思います。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 三次市が、新たなる政策や地域イメージ向上のためにも副業人材については採用されることを強く期待して、次の質問に入ります。

平成30年以降、災害が多く発生し、担当部局におかれては御苦労が多いと察しております。さて、災害等の復旧において、受益者負担が必要な農業災害や小規模崩壊地復旧事業における治山復旧工事の進め方についてお伺いしたいと思います。

まずは、災害が発生し、受益者が申請後、設計が行われ、受益者負担が決まってくると思いますが、受益者の負担はいつの時点で受益者にお伝えして工事を進めておられるのか、お伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 受益者負担金につきましては、当初概算工事費及び負担金額をお伝えし、受益者から工事施工の申請書兼同意書を提出していただきまして、詳細な設計を行った後、金額をお伝えするようしております。農業災害につきましては、国へ災害復旧事業補助率の増高申請を行ってまいります。申請時には補助率が決定していないため、国の災害査定後、実施設計、入札を行った後に伝えるようになります。また、工事に変更が生じる場合もございます。最終金額及び最終の負担金額は工事完了時ということになります。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 工事によっては受益者の理解が得られないこともあるのではないかと思います。1つの事例を出して担当部局には申し訳ないと思いますけれども、平成30年7月に被災した小規模崩壊地復旧事業に当たって、今年の9月から工事に入られたと。問題が起きました。当初工事概要を説明し、受益者負担金を示しておられましたが、このたびの工事着手に当たり、受益者の方が聞かされた負担金は当初より20万円高額となっております。工事の設計が変わっていたのであります。受益者の方は金額よりなぜ設計が変更されときに相談がなかったのかと不満を募らせておられました。なぜこのような工事の進め方になったのか。なぜ

説明ができていなかったのか、途中経過がなかったのか。4年間も待たされてこうなんだと、どこに不手際があってこのような進め方になったのか、お伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今回の件につきましては、平成30年の豪雨災害により被災されました、事業でいいますと小規模崩壊地復旧事業でございます。当初、概算の工事費及び負担金額をお伝えしたところでございますが、その後30年災、かなり件数も多かったということで、月日がたったというのもございますが、実際に詳細設計を行いまして金額、工法等も、当時の概算とは詳細設計をした場合には金額の差が当然生じてくるわけなんですけれども、そういった金額の差が生じたことに対して、受益者への連絡がいついかなかった。また、工事の方法が変わったという説明が事後になるといった、適切なタイミングでの受益者への連絡等を逸したことによるものでございます。工法や金額に変更が生じる場合は、その都度受益者へ説明、協議をさせていただくと、こうしたことを徹底していきたいというふうに思っております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 当然徹底されなくてはならなかったことができていなかったということではありますが、このたびの工事に当たっては、当初設計から変更されて工事が発注され、受益者から問題提起され、再度設計を変更されました。それは私も立ち合っております。しかし、工事の施工に当たり、業者から従前の方法で工事をしたい旨、受益者に相談があったと。担当部局も了承しているような様子であったと、受益者の方が主張されました。私は今回の工事の取組方を見て不安を感じたところでございます。1点目は、工事が多くあるからかもしれませんけれども、工事の推進のみに力が入って市民に寄り添う姿が見えない。言い換えれば仕事に余裕がないのかもしれない。見方を変えれば、行政の都合で仕事をされているように見えます。工事の施工管理に関しても、技術者が少なく、会計年度任用職員が担当されていました。勤務時間外にも制限があり、受益者や業者の相談にも乗れない状態であると感じております。今の状態では、不測の事態が発生したときにすぐに対応できていない状況も見えております。工事現場からの声に、すぐに現場に行かれていないのであります。全体的職員数、技術職が不足している。そういう状況の中で、対応できていないのではないかとこのように思っております。その点について、執行部の所見をお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 確かに平成30年の災害は多くの件数が

ございました。大変な件数で、なかなか丁寧な説明、また個々のケースへの十分な対応というのが不足していたという部分はあるかと真摯に受け止めております。そうした中でも、やはり現有の体制の中でお互いに調整しながら、業務を遂行していかなくてはならないというふうを考えております。30年の災害発生時には、特別の災害対策班を設置するなど、現有体制の中での対応を取っていたところがございます。今の農村整備係、14名でございますけれども、お互いに調整し、ソフト・ハード事業、これらを調整しながら取組を強化し、また受益者に対して、今後丁寧な説明をしていく、適切な時期に連絡、調整、そういったことも心がけていくように取り組んでいきたいと考えております。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 私のほうから、全体の技術職の状況を少し御答弁させていただければと思いますけれども、議員御指摘のとおり、技術職の不足については本市としても課題であると認識しておりまして、本市に限らず現在各自治体におきましては、技術職の確保には大変苦慮されているところでございます。これまでも実務経験者枠ということで受験の年齢を上げたりということとか、複数回の採用試験を実施するなど工夫はしておるところでございますけれども、人材の確保が困難な状況が続いているところでございます。いずれにしましても、引き続き計画的な技術職の確保には努めてまいる考えを持っているところでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 2点目は、受益者から問題提起をされ、再度設計されたものを受益者の意見によって設計前の工事施工を許しているということは、行政として、技術者として設計したことに誇りを持っていないのかと思われることであります。11月20日の三次中央病院開設70周年記念講演会で、浅原先生は、医師は手術を多く行うことが能力を高めるというような講演内容でありました。どのような職場でも、経験を多く積み上げることが大切ではないだろうかというふうに思うわけであります。市職員も図面や数字のみを多く見つめるといわずに、技術者を育てると。私も福祉の場面から土木へ行って主事から技師になりました。現場へ行ったら難儀師であります。諸君もそういう次年度から、災害復旧工事に関しては諸君自ら現場に行って、測量から設計に至るまで携わって技術を磨いて、技術を磨けば誰でもできるんだと、そういうふうにやっていただきたいと思うんですが、執行部の所見をお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 職員が測量から設計に至るまで災害復

旧工事等を行うことで技術力が向上するということもあると考えます。災害でいいますと、国の災害査定までの期間も短期間ということで、限られた人員での対応は難しい状況もあり、外部へ委託をしているのが実情でございます。今後、災害の発生状況や業務量等も踏まえ、職員での対応を検討するとともに、研修会への参加など、人材育成を図りながらレベルアップに努めていきたいと考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 実際に自ら草刈り鎌を持って草を刈って、道路横断取って、図面を引いて設計をするという、そういうことで磨いていくということは必要である。小さな工事だけでもいいです。そういうところから取り組んでいただければというふうに思っております。

3点目は、施工業者は工事について意見を言うときには行政に話し、行政から受益者に説明されるべき事項と業者が直接受益者に内諾を求めたことであります。今回の工事に当たっては、業者から受益者に直接工事のことを話して内諾を受けることによって、受益者の心の痛みと激しい怒りがあったところであります。併せて、行政と業者の癒着ということも指摘されました。行政と業者とは対等な関係でなくてはなりません。行政として業者の皆さんへどのような対応をされているのか、お伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、市の公共工事と業者等の癒着というのは全くございません。公共工事は発注者と受注者が対等な立場で請負契約を締結しており、工事施工に関しましては、工事打合せ簿により協議、報告、指示などを行っております。特に、工事着手時や変更時には、業者と密に連携を取り、受益者への説明、協議を行い工事を進める。こういった点が今回不足をしていたところがございます。こうしたことをしっかりとできるように徹底していきたいと考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 工事が非常に多くて業者の方が非常に少ないという状況の中で、非常に御苦労があると思うわけですが、業者の言われるままに設計変更するというようなことがあってはならないと思いますので、その点については特に注意して事業執行を行っていただきたいと思います。朝夕の飯さえ強し柔らかし思うがままにならぬ世の中、と人生の先輩が言われておりましたけれども、考えたとおり、思い描いたとおりに物事は進まないのかもしれない。業者の進言に工事の内容を変えても行政の責任であります。行政として、行政の都合でなく市民の皆さんに寄り添った事業推進をされるように期待し、次の質問に入ります。

地方自治体の国や県の補助金交付要綱によって事業実施するとき、国や県に対し補助金申請を行い、交付を受けた実績に基づいて補助金を受けております。多年度において事業実績により多くの補助金の交付を受けたときには、補正により国へ返還をしております。市行政においても、補助金要綱に定めて市民の皆さんや自治組織等から補助金申請を受けて補助金を交付されるというところがございますが、国や県の補助金は要綱に定めた目的以外の事業に対しては活用できないというのが本来の姿であります。市の補助金にあっても同様と考えますが、愚見であります、執行部の所見をお伺いいたします。併せて委託金についてもお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) まず、市がお出しする補助金についてでございますけれども、補助金というのは一般的に行政上の目的、効果、こうしたものを達成するために任意の団体または個人に対して交付するものとされておりまして、国、県と同様にそれぞれの交付要綱等に基づきまして、交付申請内容を審査いたしまして、交付決定内容に沿って事業実施をしていただくものと認識しております。対して、いわゆる委託料でございますけれども、一般論になりますけれども、委託料と申しますのは業務委託料を例にお話をいたしますと、特定の業務内容を指定し、それに基づいて金額の算定、契約をすることで、業務の指定した内容を実施していただくことがポイントになってございますので、いわゆる契約額の使い方については、これははかるものではございません。補助金はお金の使い方が、先ほど申しましたように交付申請内容、交付決定内容に沿っておる必要がございますけれども、委託料につきましては業務実績、業務内容がきちんと上がってくるかどうか。いわゆるお金の使い方という視点で申し上げますと、ここが違うところと認識しております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 当然のことを質問して失礼だったというふうに思います。なぜこのような質問をしなくてはならなかったかと思いますが、9月の定例会で予算決算常任委員会において、執行部の答弁に疑義を感じたということでもあります。委員会での質問は、自治組織で働く職員の賃金を上げるために交付金の見直しを求めた質問に対して、執行部は、自治組織の自主財源づくりが必要として、自治組織からの会費の徴収と放課後子ども家庭教室に取り組んで、自主財源の確保と答弁されております。この答弁には疑義がありました。納得がいけないということでもあります。地域の実情をもっと調べてやってほしいということと、先ほど委託料というものは使えるということがございますけれども、それを目的外にほとんど使用しては、本当の目的というのはできないんじゃないかなと、そういう思いがあって、委託料を職員の賃金の増額に上げるというのは非常に難しいのではないかなという思いがありましたので聞かせていた

だいたところであります、その当時答弁されたこと、なぜあまり職員の賃金に波及しないようなことを答弁されたのか、どうなのかということをお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 住民自治組織では人材の確保は課題であり、課題解決のため雇用条件の整備等に取り組まれています、その財源全てを交付金で賄うことは難しく、自主財源の確保についても取り組んでいただいているところです。人件費の財源として活用できる自主財源としては、自治会費や各種団体からの事務費、業務を受託した際の事務費などが考えられ、これらを有効に活用する仕組みづくりに取り組んでいただければと考えています。このように自主財源確保に取り組んでいただくことで、より持続可能なまちづくりの取組につながるものと考えています。引き続き、各住民自治組織に対しては丁寧な説明を行っていきたいと考えています。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 私はそのときの答弁というのは説明不足であったというふうに思っております。その委託料というのは幾分か活用できても、他の職員の賃金を回すべき財源とはなり得ないと思っております。本会議の質疑においての答弁というものは、例え部長級の答弁であっても執行部の答弁であり、委員会の部長、課長、係長の答弁であっても執行部の、市の姿勢としての答弁であり、ピオネットによって全市民に放映されておるところでございます。議場は執行部も議員も公平な立場で、公の場での、お互い信頼関係をもつての議論であります。質問した議員にも、傍聴者や視聴者の方にも分かりやすい答弁を求めるものであります。なぜならば、自治組織の皆さんは補助金申請して活動されており、あるいは委託金を活用した皆さんが使い方において目的外使用というふうに思われてはいけません。そういうところで質問させていただいたところでございます。今回は財源確保についてや行政としてやるべきこと、やっではないこと、それを踏まえた職員の育成について質問させていただきました。今回の質問を行政施策に生かしていただくことを期待しておきます。執行部におかれましては、丁寧な答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時 43分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 真正会の齊木亨でございます。議長のお許しを頂きましたので、一般質問を進めます。

今回は、私も聞き慣れなかったんですが、選定療養費の改定についてということで話を進めさせていただきます。2022年10月1日より選定療養費が変わりました。選定療養費という言葉は一般的に知られていない言葉と思いますが、紹介状なしにベッド数200床以上の地域医療支援病院、これは市立三次中央病院でございますが、受診される場合、診療費とは別に初診・再診時の選定療養費の徴収が義務づけられています。これは、初期治療は地域の医院、診療所などいわゆるかかりつけ医で診てもらい、高度専門医療になると特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院で行うという、厚生労働省が医療機関相互の機能分担と連携の推進を目的として制定された定額負担制度であります。単純なことです。厚生労働省から、今年10月1日から定額負担が以下の場合、初診5,000円から7,000円以上という見直しがありました。市立三次中央病院においては、7,700円という設定でございます。この金額の設定は、広島県内のどちらの地域医療支援病院でも同じ金額に設定されています。かなり高額な金額になっていますが、額についての妥当性、ちょっと厄介ですが説明をお願いしたいと思います。また、国の指導もしくは県の指導で決められたか、また病院間で話し合っただけで決められた金額でしょうか。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 選定療養費の金額についての御質問でございます。選定療養費の金額は、厚生労働大臣が定める額以上の金額の支払いを求めることとされております。そのため、県内の病院で話し合っただけのものではございません。7,000円以上というものが示されておりますので、各それぞれの病院によりまして、7,000円以上で金額を設定することになっております。

市立三次中央病院の場合は、初診時において7,000円以上、こちらは課税売上げとなりますので、消費税をつけまして7,700円と設定したところでございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 700円という数字はちょうど1割に当たるので、多分そうかと思っただけで質問させていただきました。

選定療養費の対象となる医療業務、これはかかりつけ医等ほかの医療機関からの紹介状がな

いときに支払うことになっておりますけれども、対象外についてどのような場合があるかをお伺いします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 選定療養費の対象とならない場合ですけれども、まず救急の患者、ただし軽微な疾患は除くことになります。次に、国や地方自治体の公費医療負担制度の受給対象者の方、こちらにつきましても乳幼児医療、ひとり親家庭医療、こども医療は除かれます。次に、特定健康診査、がん検診などの結果により精密検査受診の指示を受けた方、次に外来から継続して入院された患者さん、また労働災害や交通事故などの自費診療の患者さんにつきましては、選定療養費の徴収の対象外となります。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 救急外来を受診するときに救急車を呼ばず、自家用車もしくはタクシーで市立三次中央病院を受診したときの選定療養費、救急の場合は要らないということですね。

次に乳幼児医療、ひとり親家庭医療など、こども医療はこれまでも選定療養費の対象外でしたが、今回どのような要件で外れたのかお伺いします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 公費負担医療の受給者のうち、特定の疾病または障害に對しましては、選定療養費を求めてはならないとされております。公費負担受給者の中で特定疾患、また自立支援、肝炎治療特別促進事業、また障害者医療の受給者の方は選定療養費の対象外となっております。ただし、乳幼児医療、ひとり親家庭等医療、こども医療につきましては、特定の疾病、障害に対するものではないため、今回選定療養費の徴収の対象となっておりますところでございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 対象となるのもあると伺いました。

本市など自治体が行う特定健診、健康診断等と事業所等が行う民間会社等に委託して行う健康診断には、選定療養費の請求というものはあるのでしょうか。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長（片岡光子君） 健診につきましては、特定健診など健康診断の健診機関は
区別しておりませんが、特定健康審査、がん検診ほか公的な制度に基づく健康診断、こ
ちらの結果によりまして精密検査の受診の指示が出た患者さんにおきましては、受診される場
合、選定療養費は対象外となっております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 少しずつ様子が分かってまいりました。

次に、新型コロナウイルス感染症の疑いのある人の療養費の取扱いについてお伺いしてい
ますが、新型コロナウイルス感染症に罹患された人について質問します。かかりつけ医を通し
ての紹介状があれば要らないと思いますが、新型コロナウイルスに感染の疑いのある患者が、
保健所等、県受診相談センターの案内を受けて、市立三次中央病院を選択された場合、そのと
きの選定療養費というものはどういうふうに扱われるのかお伺いします。

（市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡部長。

〔市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇〕

○市民病院部事務部長（片岡光子君） 新型コロナウイルス感染症陽性の判定を受けて、保健所ま
たはかかりつけ医から市立三次中央病院を受診するよう連絡を受けた患者さんにおきましては、
国の通知に基づきまして、選定療養費の対象とならないこととしております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） また、コロナウイルス感染が疑われると自分で判断される患者さんが市
立三次中央病院を受診されたときは、選定療養費の請求というものはどうされますか。

（市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡部長。

〔市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇〕

○市民病院部事務部長（片岡光子君） 保健所やかかりつけ医からの連絡を受けることなく、発熱
の症状があるということで市立三次中央病院を受診される場合は、通常の受診の扱いとなりま
す。ただし、救急患者ですとか、先ほど申し上げました公費医療負担制度の受給対象者など、
選定療養費の対象外となる方につきましては、徴収はいたしません。それ以外の方、初診の場
合はやはり選定療養費の対象となりますけれども、診察時にPCR検査もしくは抗原検査を行
いまして陽性の判定が出た場合は、選定療養費は求めないこととしております。症状がない場
合は、広島県PCRセンターなどを御紹介して、検査を受けていただくようお願いはしてお
るところでございます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 現在8波ということで、かなり感染者の数が増えております。これから12月に向けてまたどういう動きになるか分かりませんが、これまで市立三次中央病院で対応された件について、トラブルとかそういう実態があれば教えていただきたいんですが。

（市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡部長。

〔市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇〕

○市民病院部事務部長（片岡光子君） 令和4年度に外来や救急外来でコロナの関係でPCR検査、また抗原検査を1,488件実施しております。そのうち選定療養費の対象となったのは7件、主に小児の患者さんでした。ただし、選定療養費がかかるという場合には事前に御説明をさせていただいておりますので、大きなトラブルというのは起こっていないと認識しております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） ありがとうございます。身近な方のコロナ感染も結構多いようございます。実際、選定療養費だけで物事は判断できませんけれども、安心して市立三次中央病院のほうへ行かせていただけるということが分かりました。

次に、下水道法による排水基準ということで話を進めさせていただきます。魚類等の河川生息数、環境の保全ということで、今年の秋は雨量が少なく、江の川の水が、近年になく透明度が高く、川底が二、三メートルぐらいの深さまできれいに見ることができるような、非常にきれいな状態になっておりました。皆さんも川を見られてそのように感じられたのではないかと思います。

その中で、近年アユを放流されている、これは漁協でございますけれども、漁をされる方が、なかなか漁獲高が増えないと。また、ほかの魚類や水生昆虫類もどうも減っていると、水生生物が減ってきているという声を漁業関係者から聞きます。また、市内の下水処理浄化施設から江の川水系に排水される直下流、そこでは魚類等、特にアユの生息が減少しているという状態が起きています。アユは微量の塩素や界面活性剤でへい死するとの研究報告もされています。塩素による24時間半数致死濃度、これが0.07ミリグラム／リットル、界面活性剤による96時間半数致死濃度、これが0.57ミリグラム／リットルです。しかし、水質汚濁防止法や浄化槽法の排水基準は項目すらなく、塩素に至っては、逆に浄化槽管理上の法定検査基準として残留塩素が検出されることというのが規定されているようです。魚類等の河川生息環境の保全のために、水質汚濁防止法において塩素及び界面活性剤についても排水基準を設定することと、公衆衛生上、浄化施設からの排水には塩素が残留していることとされておりますけれども、これは水産動植物に有害な物を遺棄または漏せつてはならないとする水産資源保護法の規定というのがありますが、これと相反するものがあります。市内各家庭が個別に設置されている合併浄化槽、

本流の河川から離れていて江の川支流の河川に流れ出るまでには距離があります。残留塩素についてはほとんど除去されております。水産資源には比較的影響が少ないと思いますので、これはこれまでの適正な管理を進めていただければいいのではないかと思います。

しかし、市が管理する農業集落排水処理施設、13か所市内にあります。酒屋浄化センターを除く三次市水質管理センター7か所は比較的放流水が河川に近いところに設置されており、処理排水で残留塩素濃度が高いことも考えられます。以前、三次水質管理センター下流域の落岩地区では、広島市場にもしっかり出荷するほどアユの漁獲が多かったんですが、近年漁を諦めるほど漁獲が減っております。このことについて、放流水との関係があるのではないかと、市としてお考えを伺いたいと思います。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤水道局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 本市の公共下水処理場から放流される水質のうち、水素イオン濃度(pH)と大腸菌群数及び浮遊物質質量(SS)は、下水道法に基づく技術上の基準が定められております。この基準に基づき、市内7か所の公共下水処理場は適正に維持管理を実施しており、基準値内の水質で放流をしております。

また、環境省が定めます環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準、河川の場合において、アユの貧腐水性水域は利用目的の適応性による水産2級と区分されております。この基準におきましても同様に、公共下水処理場からの放流水は基準値内の水質で放流をしておりますので、このことから市内の公共下水処理場からの放流水はいずれの排水基準もクリアしており、アユの漁獲が減った要因としては、放流水による影響は考えにくいと思います。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 確かに放流の基準というのは守っておられると思います。実際に漁業者の声をあちこち聞くのに、やはり直下流の部分についてはどうもアユが少ないということを知るので、死んだアユを見ることはほとんどないんですが、お願いとすれば、基準をしっかりと、ぎりぎりのところで守っていただいて、大腸菌というものも出ても具合が悪いとは思いますが、先ほど言いましたように、生物が生きていくのには、金魚でも水道水をいきなり入れると死んでしまうぐらいの力があるので、そういった面で、基準をしっかりと管理していただければと思います。相反する課題を両立させるために、各地区の水質浄化センター、排水口の水質調査と排水基準の妥協点を探すことをしっかりといただけないかというのが質問になります。よろしくお願いします。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

〔水道局長 加藤伸司君 登壇〕

○水道局長（加藤伸司君） まず水質汚濁防止法ですけれども、公共水域の水質汚濁を防止するため、特定施設を有する工場や事業場の排水に対して排水基準が定められております。一方、水産用水基準ですけれども、水生生物の水質を損なわず生育環境を維持していくことが望ましいことから基準が設定されており、法的な基準ではありませんけれども、水生生物保護のための水質基準と言えるものです。水素イオン濃度の水質基準を比較した場合ですが、水産用水基準の許容範囲が若干厳しくなっておりますけれども、先ほど言いましたように市内7か所の公共下水処理場からの放流水質は、下水道法に基づく技術上の排水基準値内で処理しており、本来の下水道の目的である公共用水域の水質保全が図られております。よって、許容範囲が厳しくなる水産用水基準を確実に保全していくためには、新たな施設整備などが必要になることもあり、現時点では対応することは困難であるというふうに考えております。しかしながら、引き続き適正な維持管理を行い、水質保全に努めてまいります。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 先ほど言いましたように、相反する問題ではありますので、その目を緩めずにやっていただければと思います。三次市はかつてアユも広島市場へ出荷するぐらいかなりとれていましたけれども、三次市内の加工業者が今年はやめられて、市内のアユも行き場を失つような状態で、なかなか漁業というものが成立しておりません。今後は元気なアユをとっていただいて、鵜のほうも含めて江の川の水産資源を生かされることを願っております。ありがとうございました。

次に、市内で設置されています単独処理浄化槽の改修の現状ということで質問を進めさせていただきます。浄化槽法の一部を改正する法律が令和元年9月に交付され、令和2年4月1日に施行されております。法律の背景として、いまだ環境負荷の多い単独処理浄化槽が国内、また市内にも多く存在しております。水質保全の確保と公衆衛生の向上の観点から、合併処理浄化槽への転換を促す法律ですけれども、現在の三次市において、特定既存単独処理浄化槽または単独処理浄化槽というものはどれぐらい浄化槽台帳に登録され、法定の受検をされているかお伺いします。

（市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野市民部長。

〔市民部長 矢野美由紀君 登壇〕

○市民部長（矢野美由紀君） 今、議員がおっしゃっていただきました特定既存単独処理浄化槽とは、し尿のみを処理する単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものです。令和3年度末現在で、特定既存単独処理浄化槽はゼロ件、単独処理浄化槽は3,123件となっております。法定検査の受検率につきましては、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽と併せての受検率となりますけ

れども、令和2年度は74.6%となっております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) これらの単独処理浄化槽は受検されていないということがあります、設置されている個人宅や事業所、まだ事業所にもあると思います。現在どのような指導をされているかお伺いします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えにつきましては、広報での啓発をさせていただいています。今年度は広報みよし5月号に掲載しております。また、年1回の実施が義務づけられております浄化槽法定検査において、漏水など、そういった故障などによって不適正であり改善を要すると認められると判断された場合には、個別に指導させていただいております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 市のほうも単独処理浄化槽については広報で、しっかり次の合併処理浄化槽へ変更するようということを広報されているのを確認させていただきました。単独処理浄化槽の管理の声というのは、なかなか市のほうへ届きにくいと思うんですが、やはり気をつけていただくのと、中には本来用を足したときに水を流さないといけませんけれども、それを流さずに結構使われているところがあるみたいで、かなり、本来処理されるべきより濃い水が一般水路に出ている可能性もあると思うので、単独処理浄化槽の管理、監視、そういうものについては今後しっかり指導していただきたいと思います。

単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に移行するのに、設置者における課題というものがありませんでしたら教えていただければと思います。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) 単独処理浄化槽は、先ほど申し上げましたようにし尿のみを処理するものでございます。浄化槽法の改正により、平成13年4月1日から単独処理浄化槽の新設は禁止されております。けれども、既存の単独処理浄化槽に係る経過措置がありまして、合併処理浄化槽への設置替え、または構造変更は努力義務となっております。

そうした上で、合併処理浄化槽への転換がされないという課題につきましては、市としましては調査や聞き取りなどを行っておりませんので、そういった直接の原因については把握して

おりません。ただ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える場合、合併処理浄化槽の設置費はもちろんですけれども、単独処理浄化槽の廃止に係る作業費や撤去費が必要となり、費用面での負担が増加することも要因の1つではなかろうかと考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 課題のうちの1つに個人宅の宅内配管、これがありますけれども、国は3分の1の補助を限度上限額30万円の助成がありますけれども、本市にはどうも支援がないように思いますが、本市の状況を教えていただきたいと思えます。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 個人宅内配管に要する費用の支援ということでございますけれども、本市では単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換をする場合においても、合併処理浄化槽を設置される方に対して、小型浄化槽設置整備事業補助金を交付しております。当該補助金については国及び県の補助基本金額に加え、単市での上乘せを行っております。それと併せて、産業振興部が所管になりますけれども、三次市住宅リフォーム支援事業補助金、例えば水回り等の改造も併せてされる場合もあろうかと思えます。そのため補助要件を満たす場合も多いことから、小型浄化槽設置整備事業補助金と併せて、この補助制度も御活用いただくよう案内もしているところです。ただ、この補助金については期間が限定されていますので、一概にこれも使えるということにはならないこともありますけれども、年度始めでございましたら活用することも御検討いただければというふうに思えます。

水道局としましても、先ほど議員が言われましたように、生活排水の浄化のため合併処理浄化槽を設置することは有効な手段でありますし、今後も市広報等において定期的に補助金制度の活用等について周知を行う中で、浄化槽設置率や水洗化率などの生活指標の向上を図り、引き続き公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 今、補助金、支援金については少し話を聞かせていただきました。この場合、大きな金額の場合、改造資金の融資あつせん、利子補給というのが組んでであると聞きましたが、両方の利用というのはできないのでしょうか。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長（加藤伸司君） 本市の小型浄化槽設置整備事業補助金を活用して合併処理浄化槽を設置いただく際、本人からの申請に基づきその改造資金を、取扱い金融機関に対して100万円が上限でありますけれども、市が融資をあっせんしております。また、あっせんによる融資を受けられた場合には、市が利子の全額を補給しております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） ありがとうございます。浄化槽についての質問はここで終わりますけれども、水の都に近い三次市ですから、水についてはしっかりきれいな水にしていっていただきたいと思います。

次に、移住者向け制度について質問を進めます。まずは空き家バンクの現状について。昨日の同僚議員とかぶるところがあります。空き家バンクの目的というものは、地域活性化対策、空き家等の問題解決策として考えられる施策と位置づけられておりますけれども、空き家の現状を見ますと、どの地域でも、その住居に住んでおられた住民が死亡や転居で空き家になるケースが多いですけれども、本来後継者となる方が他の地域で住宅を購入し、そこが定住になっており、地域的に生活が便利で生活基盤のある都市周辺が最も多く、生まれ育った家に帰られないケースがほとんどであります。

本市では、移住者向けの空き家情報バンク制度を平成27年から設けられておまして、移住・定住される方にとって、三次での住まいの情報がよく分かる制度であります。現在、4つの補助金、奨励金が用意されており、取得や改修に少しでも踏み込んでいける恩恵があると考えます。市内全域での最近の現状を見ますと、令和元年度には新規登録が43件、成約件数が6件、令和2年度は34件の新規登録があり成約がありましたけれども、結果を見ますと、地域にもよりますが、物件数が多いと成約数が増える傾向になっていきます。現在、移住・定住に思い切る方のための選択には、新たな多くの空き家登録が必要となりますが、利用者を選んでいただける空き家登録数が各地域に十分ありません。ここは昨日とかぶりませんが、市内には数多くの空き家とされる物件がありますけれども、全ての空き家がバンクに出されているわけではありません。これらの中で、所有者が空き家バンクに登録したくても二の足を踏まれる問題はありますか。もう一度お伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原地域振興部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 昨日の小田議員の質問にも答弁させていただいたところですが、国土交通省が公表している令和元年空き家所有者実態調査によりますと、現在所有している物件を空き家にしておく理由として、物置として必要、のほかにも解体費用をかけたくない、将来自分や親族が使うかもしれない、他人に貸すことに不安があるなどの回答が見られます。また、実際に相談される方の中では、遠方にお住まいの所有者の方であれば、検査や見学に立会

いがないことから、登録するかしないか悩まれるといった方もおられる状況です。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 空き家バンクの購入の条件ですよね。かぶっとるんでその分は言いませんけれども、条件の中で利用希望者が一番懸念される問題というものがありますか。先ほどのようなことですか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 購入の際に利用者が懸念される理由ということですが、空き家情報バンクの利用者の方が物件を見学後、考えていたよりもリフォーム代がかかりそうだった経済的な面や、土砂災害等の危険区域に指定されているなど、災害面を不安に感じて断られるケースも多く聞いています。このような理由から購入につながらないものと考えられます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 次に進ませていただきます。空き家バンクの課題について、これも昨日の同僚議員の質問と重なりますけれども、大事なことなので質問を続けさせてください。

課題のうち、その家に住む後継者がいないこと、住んでいた家族への思いがあること、空き家バンクに出すのに家財の整理ができないから物置、そういうことで所有者に対して市の助成があることも大きな負担を減らすこととなります。それから、空き家への入居者というものは定住者となって子供世帯が購入されて定住につながるという、大幅な人口の社会増というのも考えられます。小学校、中学校の児童生徒がおられる家庭は、学校運営にも大きく貢献できます。以前、三次市の空き家バンク家財等処分費用補助金の制度がありましたが、現在はなくなっております。この理由を昨日もおっしゃられましたけれども、利用がなかったというのが大きな理由であります。空き家バンクに出されない原因について、親の思い入れがある、物置、そういった理由ですけれども、このことについて、制度の廃止はやむを得なかったとお考えですか、再度お伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 本市では平成30年度から令和2年度の間、空き家情報バンク登録の推進を図るため、登録しようとする空き家の所有者、または既に空き家に入居した方を対象に、空き家バンク家財等処分費用補助金を交付しておりました。制度については広報紙やケーブルテレビ、納税通知書に同封しているチラシでの周知等も図っていたところです。また、

登録検査時には、家財がある家については所有者の方に直接家財処分の補助金を紹介しましたが、平成30年度から令和2年度の3年間で空き家情報バンクに登録するために申請された方は8件と少なく、効果につながっていないため、要綱の終期を迎えた令和2年度に補助金のほうは終了したところです。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) このことについて、市広報とかいうものでしたら、市内に住んでいる方への周知になりますけれども、やはり市から外れた遠くの都市圏に住んでおられる方も多くあって、もちろん手間がないとかいうのもあるんでしょうけれども、周知が少し足らなかったのではないかと思うんですけれども、そこら辺については十分されたとお考えでしょうか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 先ほども答弁させていただきましたが、こういった周知のほかに、直接所有者の方には固定資産税の納税通知書に併せて、補助制度の説明についても同封させていただいて周知を図っているところです。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) この問題について、地域の集落支援員さんに話を聞かせていただくときに、やはり相談があったときの要件の中にあるんだそうです。このことについては市のほうも把握されていると思うんですが、集落支援員さんの要望の1つとして、やはりこの制度は復活してほしいと、そういう話があります。その辺、改めてお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 制度の復活ということですが、この補助金については先ほども説明させていただきましたとおり、3年間で登録につながった実績が少なく、空き家情報バンクの登録促進には効果が低いと判断し、終了したというものです。

議員が言われましたように、集落支援員の方、それから各地域のまちづくりトークでも、こういった制度の復活を要望するという声があるのも事実ではありますが、利用しやすい制度の研究が必要であると考えています。現在、空き家の利用相談が年々増えており、空き家情報バンクの需要が伸びていますので、登録の後押しとなる制度設計について検討していきたいと思っています。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 最後にいい提案を受けましたので、安心してこの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、本市の社会教育の現状についてということで、まず質問を進めさせていただきますけれども、これまで本市では、社会教育委員会は平成26年から市内子育て世帯の小・中学校において家庭の教育力の向上をめざして学年を絞り、アンケート調査を行い、その結果から家庭教育の重要性をまとめられ、平成27年には家庭教育に関する提言書というものを教育委員会に提出されて、併せて三次の子育て5か条を作成し、家庭の教育力の重要性をPRされてきました。また、第2次三次市教育ビジョンでも、今後は多くの保護者の家庭教育支援を推進し、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等の事業を地域で支える事業を展開するとあります。ここで、少子高齢化や人材不足、労働環境、資源などにおいて、本市の地域が抱える社会課題において、学校教育以外の分野である生涯教育、これは大人になっても学習を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために必要でありますけれども、教育委員会では学校教育のほか、社会教育にも関わっておられるその中で、中心的な役割をされる本市の社会教育主事について、配置体制はどのようになっているかお伺いします。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 甲斐教育次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 現在、社会教育あるいは生涯学習を所管する教育委員会の文化と学びの課に、社会教育主事の有資格者が在籍しております。業務内容としては、社会教育全般について、文化、芸術、文化財など多岐にわたっております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 配置体制は分かりました。人数も聞いても恐らくお二人ぐらいだと思いますけれども、教育委員会として、社会教育の在り方についてどのように本来お考えですか。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 教育委員会では、三次市を取り巻く社会状況の急激な変化や、今後さらに予想される人口減少、少子高齢化、高度情報化、超スマート社会の到来などにしなやかに対応するために、第2次三次市教育ビジョンを策定し、今後本市が進める学校教育や社会教育の根幹として位置づけたところであります。その中で、生涯にわたって市民一人一人の可能性とチャンスを最大限に高める環境づくりを社会教育の目標としておりまして、2つの施策を推進しております。

1つは、生涯を通じた多様な学習機会の情報提供として、市民が生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会に関する情報を広く発信いたします。また、2つ目は、地域文化資源の積極的活用ということでありまして、三次の豊かな文化資源を積極的に活用し、市民の皆さんが歴史、文化、芸術に親しむ環境の充実を推進してまいります。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 次の質問、社会教育の振興などの諸計画というものを策定されているかということでしたが、今のようなお考えがあるということでパスさせてください。

ここで、三次市教育委員会の中で市民の生涯学習について基本的にどのような協議がふだんされているのか、お伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) これまでの生涯学習は、人々が生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるものとして位置づけられており、学校教育にとどまらず、社会教育、文化、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味までも、人と関わり自己研磨に励むという観点において、生涯学習というふうに呼ばれておりました。

しかし、今日では労働市場の構造や職業の抜本的な変革が予想される中で、リカレント教育といった社会人が学び直すことの重要性が高まっております。これらを踏まえて、市民が生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会に関する情報を広く発信することが必要であるというふうに考えて、取組を進めてまいります。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 分かりました。といっても淡々とやっていただきたいと思います。

次に、三次市生涯学習センターの利用について、今のところ貸館だけでやっておられるのでしょうか、それとも何かセンターを使った教育計画を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 市内に生涯学習センターは旧三次市、君田町、布野町の3か所にあります。旧三次市にあります三次市生涯学習センターの施設管理は業務委託としておりまして、教育委員会主催の文化財講演事業などの自主事業を行うこともありますが、主には市民の自主的な生涯活動の場として活用していただいております。人生100年時代において、一人

一人が輝き続けるため、自らが生涯にわたって学び続けられる場の提供を行っているところがあります。また、君田町と布野町の生涯学習センターは指定管理施設であります。利用としては指定管理者による自主事業のほか、市民の活動の場となっているところでもあります。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) この生涯学習センターを自主的に市民の方に使ってもらい、またそういう場を提供される場面にどんどん使っていただければと思います。

次に、支所管内の社会教育についてのお考えを聞きますが、どのように進めておられるか伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 本市の進める社会教育の理念は、支所管内外問わず変わるものではなく、全市的に広く取り組むべきというふうに捉えております。第2次三次市教育ビジョンでは、学校、家庭、地域等が連携協働する地域学校協働活動を重要な施策の1つとして捉えておりまして、生涯学習、社会教育を推進するための根幹として位置づけ、全市でこのビジョンを踏まえた取組を進めています。

具体的な取組の例としては、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、多くの保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立するなどの問題があるため、親の力を学び合うプログラムとの連携、家庭教育支援チーム設立に向けた取組など、家庭教育支援の事業を推進しております。学校、家庭、地域などが連携協働する地域学校協働活動を重要な施策の1つとして捉えておりまして、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組みとして、令和7年度までに各中学校区へのコミュニティ・スクールの設置と学校協働活動推進員の配置を目標としておりまして、地域と学校の連携協働を効果的、継続的に行うことを目的とし、未来を生きる子供たちに対して、地域ぐるみでの学習支援や地域交流の促進を図っていくことを考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) とくとくと説明を頂きました。ありがとうございます。

次に、生涯学習の振興について質問を続けます。生涯学習とは、人が生涯にわたって学ぶこと、乳幼児期から高齢期まで、生涯あらゆる時期に行われる学習活動という意味でございます。自分自身や生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域社会をつくるために、個人のためにも社会のためにも大切な学習と思います。本市の社会学習について、市民にはどのような学習の機会を設けられているか。旧市街地や支所管内でもひとしく教育を受ける機会が必要

であります。そうした中で、言葉は悪いですが、専門知識を持たない自治組織に学習活動を押しつけ、任せられているかどうかお伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 本市では合併以降、市民一人一人がより豊かな人生を送るため、文化、スポーツ活動、ボランティア活動などをテーマとした生涯学習に関する事業について、それぞれの地域実態に合わせて、住民自治組織が中心となって企画、立案や学習の場の提供などを行っていただいております。今後も教育委員会としては引き続きこれらの活動に連携していきたいというふうに考えております。さらに、今年度から第2次三次市教育ビジョンに掲げる地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組みというものを構築するために、コミュニティ・スクールの設置及び地域学校協働活動を推進するとともに、今後予想される急激な社会情勢の変化による労働市場の構造や職業の抜本的な変革により、社会人が学び直すことの重要性、いわゆるリカレント教育が高まっていることから、市民が生涯にわたって学び続けることができる仕組みとして、学習機会に関する情報を広く発信するなどの事業を教育委員会がしっかりと関わって、関係者、関係機関との調整を進め、連携する事業を行いたいというふうに考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 次の質問だったんですが、今の説明の中に入れてもらっております。

続いて、社会教育主事の関係で、少ない職員の中で社会教育の職員体制の整備というものは、今のところどのようにお考えでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 教育委員会の文化と学びの課では、文化財を含め社会教育に従事する職員は、正規の職員が5名ほどおります。職員のスキルを上げるために研修等への参加も、リモートを活用しての参加も利用し、多くの機会が得られるように努めております。また、社会教育委員や地域学校協働活動推進員など、事務局職員以外にも研修会など個人のスキルアップを図るとともに、事務局職員との連携を密にして、体制整備を行っているところでありまして、今後も市民が生涯にわたって学び続けることができるよう努めてまいります。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) こういう自治組織の要望がありましたら、しっかり応援をしていただけ

ればと思います。

次に、三次市全体に目配りをした社会教育計画、これについて策定の時期を示していただきたいと考えますが、お伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 教育委員会では、社会教育計画の名称では策定しておりませんが、第2次三次市教育ビジョンを策定しておりまして、その中で社会教育、生涯学習といった事業の計画を示しております。繰り返しになりますけれども、第2次三次市教育ビジョンでは、学校、家庭、地域等が連携協働する地域学校協働活動を重要な施策の1つとして捉えておりまして、生涯学習、社会教育を推進するための根幹的なものとして位置づけておるところであります。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) ありがとうございます。今後の三次市の発展のために、社会教育を地域、自治組織等も含め、健全な知識や考えを持った大人を育てることに努力していただきたいと思っております。三次市は比較的家庭の問題のある子供さんは、あまり聞いてはいませんけれども、自制できるしっかりした大人を育てていただける教育はしていただきたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時15分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時03分——

——再開 午後 2時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 9月定例会における黒木議員の一般質問に、私は魂を揺さぶられまして、私もいま一度我が国の発展に寄与しようと、マッチングアプリに登録したんですけれども、3か月間全然「いいね」もつかず、本当に後ろ向きな気持ちになっているわけなんですけれども、不透明な国際情勢、物価高騰に所得が伴わない日本経済のひずみなど、国民が前向きな気持ちになりにくい状況が続いておりますけれども、本日は三次市民が前向きな気持ちになれるような

答弁をお願いいたしまして、真正会杉原利明の一般質問に入りたいと思います。

本日のテーマは市長、私は悪いことは申しませんので、ぜひとも意見を聞いてくださいというテーマなんですけれども、質問の1つ目、三次市公共施設等総合管理計画の進捗についてでありますけれども、計画策定時から令和2年度末までに、施設数を135削減されたとなっておりますけれども、床面積自体は2.5%しか削減されていませんけれども、この状況をどうお考えになっているかお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 公共施設等総合管理計画におけます令和7年度までの削減目標261を掲げておりますけれども、先ほど御紹介いただきましたように、令和2年度末では135施設となっております。ちなみに、進捗率は51.7%というところがございますけれども、肝心の面積でございますけれども、この施設数の面積が床面積に直しますと約2万7,000平方メートルとなっております。平成26年12月面積比較でいきますと5.6%になるんですけれども、しかしながら計画策定時と令和2年度末の床面積を単純比較いたしますと、議員御指摘のと通りの2.5%程度ということになっております。数字が若干異なっておりますのは、平成28年度以降に新たに整備した施設がありますことや、また削減率が低調なところにおきましては、例えば学校教育系の施設、文化系の施設、いわゆるホールなどでございますけれども、こうしたものにつきましては1施設当たりの床面積が大きい施設でございますが、こうしたものの削減に取り組めていないということが要因であると考えております。しかしながら、まずは当面の目標でございます261施設の削減目標に向かって、残り3年間しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 今、総務部長がおっしゃられたところに僕が言いたいところの一部があって、平成28年度以降、解体とか譲渡もしとるけれども、やはり新しい施設も建てられたり更新もしたりされとるという中で、将来的な維持管理費の削減につなげるためには、私はやはり量、面積を削減すべきだというのはずっと訴えさせていただいていますし、施設数3分の1という数じゃなくて、床面積3分の1というような目標にしたらどうかと何回もこの場で言っていますけれども、それは受け入れられないという状況は理解しておるんですけれども、であるならば、今言うちゃったように、譲渡もしよるけれども、こうやって日々毎年いろんなものを更新されたりしとるんで、やはり市有施設の床面積の総量規制というものを実施して、年度別に面積の削減目標をしっかりと立てるようなことをせんと、数を減らしても後から建てとる施設で面積が減っていないというようなことでは、実質的な維持費であったりという三次市の支出が減ってこないと思うんですけれども、総量規制等のお考えをお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 公共施設等総合管理計画におきまして、量に関する方針というものは確かにございます。原則として、更新を除き新規の公共施設を整備しないということを掲げておりまして、それに沿って施設の集約化、転用などによります保有総量の削減には取り組んでおるところではございます。また、施設総量の削減目標としましては、先ほど来申し上げておりますけれども、令和7年度までに261施設削減するということで、個別施設計画におきまして、年度ごとに取組目標を定めまして、現在も計画的に削減に取り組んでおるところでございます。また、あり方検討などの施設もきちんとあり方検討以降の性格をつけて、同じく年度目標を持って取り組んでいくように考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) ちなみに、前の状況、前の市政のときには床面積の数値目標として15%面積減というのを示された時期もあったんですけども、今、床面積減の目標値というのはあるのでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 現在、床面積ベースでの目標値というものは持ち合わせておりません。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 床面積の目標はないということなんですけれども、例えばこれまでも、最近でいうと、複数の施設の機能を集約した形で施設統合というのを三次市も行われてはいますが、施設数は確かに3つが1つになったりして施設数は減少してはいますが、床面積で見るとそこまで減っていない施設、3つを1つにしては効果が薄かったなみたいな施設も見受けられるんですけども、施設統合に当たって、やはり各機関それぞれ3つなら3つの機能を持っておいた各機関から、あれも欲しい、これも欲しい、この機能を残してくれとかいう声が上がった結果、こういうふうになっていっていると思うんですけども、本当に市民に必要なものだけ盛り込んで統合していくべきであって、面積というのも意識すべきだと思うんですけども、いま一度行政、議会、市民それぞれの意識改革というものが、あれもこれも欲しいというのではなくてという意識改革が必要であると思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 近年の整備では、先ほど議員がおっしゃいましたように、施設の複合化によりまして保有総量の削減に取り組んでおると。先ほども少し御答弁させていただいたところであります。例えば、吉舎交流拠点施設の事例で申し上げますと、吉舎拠点施設につきましては吉舎支所、それから同じく生涯学習センター、老人福祉センター、共同福祉施設、児童館、これだけのものを集約いたしまして、面積的には2,100平方メートルほどの床面積は削減できておるところでございます。また、三良坂支所におきましては、三良坂支所内に地域子育て支援センターと放課後児童クラブを集約いたしましたので、現在の放課後児童クラブがあります建物、この面積が500平方メートルほどになりますけれども、この床面積が削減できるという予定にしております。限られた財源の中で真に必要な行政サービスを持続可能なものとするためにも、先ほど来ありましたように「あれば便利」という観点ではなく「なくては困る」という考え方、もしくはこれまでの、まず施設を造ってから、施設ありきということではなくて、必要なサービスがどこでできるのか、必要なサービスをどういう形でやっていくのかという考え方に転換していくような意識改革は必要であるというふうに考えております。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） 削減効果が面積として思ったより出ていないなというのが、いろいろな場面で見えたりするんです。今、基本設計いきよっての大きい建物なんかも思うところがあって、やっぱり我々も市民も行政ももちろん思いよってでしょうけれども、足るを知るところをしっかりと意識しながらやっていかんといけんのじゃないかと思います。三次市公共施設等基本情報シートを作成されているんですけれども、モニターをお願いしたいんですけれども、各施設の稼働率というのはしっかりと把握されているのかというのを伺いたいんですけれども、例えば大会議室であったり小会議室、和室、調理室などの区分ごとに、利用日数、全日使われたとか午前、午後、夜間などしっかりと把握しておかんと、施設統合の際の部屋の確保や割り振りが的確に行えないのではないかというように思うんですけれども、この把握が甘いと施設統合時の部屋数や床面積の削減というものにしっかりと裏打ちできんというか、つながっていかんのじゃないかというように思うんですけれども、施設統合、廃止に向けてはしっかりとしたデータに基づいて進めていく必要があると思いますし、効果的に、さっき言っちゃったように、本当に要るのかどうかという、ホテルでいったら、空き部屋が出とったらそこはもう無駄なわけじゃないですか。空気が入るとだけというのが一番無駄なので、やはり24時間できるだけ稼働率を、どの部屋も動いているような規模感とか部屋数で施設を造るべきと考えますけれども、もう一回お考えをお伺いいたします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 基本情報シートにつきましては、今は年間利用者数という形で記載をさせていただいておりますが、御指摘の諸室ごとの稼働率までは掲載しておりません。ただ、施設統合ですとか廃止を検討する過程におきましては、当然に施設の利用状況を踏まえて方針を決定しているところでございます。また、公共施設につきましては、ホテルなどの民間施設のように収益性のみの追求ということではない面もございますので、真に必要な施設について、過剰な施設にならないように留意しながら、適正な行政サービスを提供するための視点から、その機能ですとか規模を検討、決定していくべきものであろうというふうに考えております。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） モニターの提出させていただいておる資料は、岡山県の倉敷市の公共施設白書から抜き出させていただいておりますけれども、これはもう一般質問でも3回目ぐらい提示させていただくんですけれども、7の項を見ていただければ、その施設の稼働状況というのもパーセンテージで表示されていますし、いざ統合しようといった際に、行政が管理されておる担当課から聞いて、もちろん稼働率とか調べていかれたりするんでしょうけれども、やはり開かれた市民の皆様にも、残してくれ、残してくれと言いはる施設、全然わしら利用していないじゃん、今のJRが示しておるようなデータとも似てきますけれども、いやいや、残してくれ、残してくれだけじゃないよと、皆さん使っていないじゃんというの、目に見えるような形でやっていっとかんと、心づもりというか、市民の皆さんも含めて、僕らが統合のよしあしを判断するのとか、規模感とか大きさを判断するのにも、やはりこういったものをしっかりとぜひとも示していただきたいというように思います。最初言いましたけれども、それぞれ使いよっちゃった、管理しよっちゃった機関とかの人はあれも欲しい、これも欲しい、また施設が新しゅうなると言うたらこんなのもあったらいいなとか言われてのケースもあると思うんですけれども、そこを行政とその機関と利用者とかだけで話をしよったら、やはり行政も優しいところがありますので、そういったところで削れんというところがあるんじゃないかと思うんですけれども、施設統合の際には、そういった規模や設計を担当部だけで決めずに、他者、外部、民間等の経営者目線のようなものを活用しながら、第三者機関から部屋数や面積等に関してより厳しいチェックを受けるような体制を整えるべきではないかというように思うんですけれども、いかがでございましょうか。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 施設統合時などの検討過程では、内部におきまして現在の施設の利用状況は当然でございますけれども、利用状況や施設管理のコスト、こうしたものを検証するとともに、整備する施設のインシヤルコスト、初期投資、建設費となりますけれども、インシヤ

ルコストのみではなくランニングコスト、こうしたものもしっかりと推計するとともに、今後の人口の状況なども考慮しながら、繰り返しにはなりますが、過剰な施設にならないよう、必要に応じまして専門家の意見聴取、参画なども得ながら、部屋数でありますとか面積などの規模を、適正規模で決定をしていきたいというふうに考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 私から見ると、ちょっと過剰なときがあるんじゃないかというように見えておるんで、今、過剰な施設にならんように内部でしっかり検討するというような答弁でしたけれども、外部から1回見てもらうというのが、これからやったほうが、そういうルールにしたほうが三次市も楽になるんじゃないかと思うんですよね。施設統合とかしていく際に、行政と利用者さんとの間だけで話すよりも、行政自体も楽になるんじゃないかと思うんで、ぜひとも御検討いただければと思います。

続いてですけれども、さっきのモニターを映していただければと思うんですけれども、三次市の基本情報シートには明確になくて、個別施設計画の中にはちょっと、今後更新するかとかせんかとかいうようなことも書かれてはいるんですけれども、倉敷市のシートでいえば、5の欄でいうと長期修繕計画の試算というように、長年使っていくんであったら、設備の更新費用であったり外壁の塗装等にかかる見込額等を明記されて、今後この施設が存続していけば幾ら金がかかるのかというように、このシートを見るだけで明確に分かるわけです。

次のシートをやっていたら、1番下の11番の線グラフでいうと、毎年の維持管理費であったり長期修繕計画、再調達するためにはこのぐらいのお金がかかりますよということで、ずっと施設を存続し続けたら、これは2053年という長いスパンですけれども、この施設を残すには幾らお金がかかるというのが明確に分かってくるということで、努力して三次市も基本情報シートであったり個別施設計画とかつくられていますけれども、せっかくだらなったら記載事項を工夫されて、議会であったり市民であったり三次市であったりが活用したくなるような基本情報シートに改善していただきたいと思うんですけれども、そのお考えをお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 公共施設等基本情報シートは、公共施設の適正配置を進めていく中で、建物情報、利用情報、維持管理コスト、こうした情報をまとめております。また、先ほどちょっと触れていただきましたけれども、裏面には棟ごとのいわゆる再建築価格(再調達価格)なども機械的ではございますが、算定しておるところでございます。各施設の個別の配置方針などを定める際などで活用していただくことも、今、市民の皆様ですとか施設利用者の方々に、その施設の姿であるとか現状、おっしゃいましたようなランニングコストや再調達の価格の状

況、年数の状況、そうしたものを知っていただくためのものとして、ホームページにも公表させていただいているところでございます。

今後、施設の設備更新ですとか外壁改修など中長期的な整備計画につきましては、施設類型ごとの長寿命化計画等によりまして、学校でしたら学校の長寿命化計画、公営住宅でしたら公営住宅の長寿命化計画がございますので、これにより計画していくことになるところでございます。更新の費用等を、ある程度機械的に算出している平均的な年数、平均的な金額というのを機械的に面積に掛けておるといようなこともございますので、情報シートの中で細かな将来の金額をお示しするよりも、長寿命化計画もしくは具体的な建替えなり集約の議論の際に、きちんとした一定程度の信頼性の高い数字をお示しすることで、議論を導いていくべきかというふうに考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 具体的な数字というか、正確じゃないというのは前からおっしゃられていますよ。三次市が、国が用意したソフトで算定しておるということで、木造も鉄筋も関係なくであったり、更新費用であったりというように。じゃけさっき言うたんですけれども、せっかくだとつくるとであれば、国がくれ言われてつくっちゃったんじゃないかと思うし、この夏に改定しましたと全員協議会で説明されましたけれども、これも国の要請があったからというように改定理由のところには書かれていましたけれども、国が言うたけえつくったんじゃないけど、ただつくるとはじゃのうて、せっかくだとこれだけ苦労して全固定資産をシートの中に打ち込んだりされるんであったら、このシートをもって本当に全てのことが分かりやすい、見ただけで分かりやすいようなシートにしたほうがいいと思うんですよ。個別で、個別で、じゃあ学校だけの長寿命化計画、何の長寿命化計画と、行政だけが分かればええ思うとってんなら別ですよ。これから全部の公共施設の中で、まだあと100個以上、令和7年までに削っていかにかいけんという中だったら、議会や住民も分かる中で情報を大っぴらにしてから削減していったほうがいいんじゃないんですかというのはずとて言うことなんで、これがずっとあり続けるんだったらこれだけお金をかかるといところを、1枚のシートで僕はあったほうがいいと思うんですよ。

次のシートを見ていただければと思うんですけれども、これは三次市の公共施設等基本情報シートの裏面ですけれども、表面は1年間の維持費とか委託料とかは出ていますけれども、修繕にどれぐらいお金がかかるんかとかいうのは分からんわけですよ。この施設が1年存続するためにはこれだけのお金がかかるというのは分かるけれども、何年ごとにリフォームとか外周、外壁をきれいにしたりするのにお金がかかるよとか、この施設をずっと存続させ続けたらお金がかかるよというの、さっきの倉敷のほうが分かりやすいと。せっかくだとやるんだったら、個別施設計画を見れば、この施設を修繕するよというの分かるかもしれんけれども、いつ修繕かよく分からんし。そうじゃのうて、もうせっかくだと集約したほうがいいんじゃないんですかというのが私の考えなんですよ。

例えば、これは三次小学校ですけれども、さっき再調達価格も載せると言っちゃったけれども、7番校舎、4億5,800万円となつとるんですけれども、ここの基本情報シートに出とる再調達価格というのは、大体が建設当時のお金が分からんものは一定の係数を掛けて出したものですけれども、三次小学校の校舎の再調達価格、今プロポーザルで21億円、先日の実施計画で示された2年分だけで24億円、3年後は検討中か調整中となっていましたけれども、もう既に頼りにならんわけですよ、この数値が。4億5,800万円じゃ到底この三次小学校の校舎を再調達できんと。ほかの施設も全部そうとなつとるんですよ。ちゃんとするんなら役に立つ資料をつくるべきだと思うんですけれども、もう一回お考えをお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 基本情報シートに載せておりますいわゆる将来負担の関係のところにつきましても、まさに議員がおっしゃっていただきましたように、建設当時の取得価格もしくは、例えば文化施設で申し上げますと、30年で大規模改修を平米25万円でやります、60年たったら平米40万円で建替えをしますという計算式を単純に面積に掛けるというようなレベルのものでございますので、全く老朽度合いですとか特殊な設備、そうしたもののところは反映されてございませんので、そういう意味合いでは将来負担の見込額としては不十分であろうということは認識しております。一方で、それをある程度正確に算定するとなりますと、当然ですけれども、老朽化度合いもしくはその施設の一定程度の必要な機能であったり特殊な状況、こういうものも調べる必要がございます。600以上の施設がございますので、それを全てやるというのはなかなか費用的、時間的な部分に難があらうかと考えておりますので、先ほども御答弁いたしましたように、機械的な算定以上のところになりますと、そこをある程度具体的に施設の状況を調べてお示しするのが、いわゆる施設ごとの長寿命化計画となつてございますので、この段階で一定程度、例えば学校の部分でも去年の公共施設の大規模なところで少しお示しをしましたがけれども、ああいうふうに関に現場で老朽化度合いを調べ、また優先順位をつけるという作業を行うほうが、現実的な施設の状況をお示しできるのではないかとというふうに考え、基本情報シートでその作業をするよりも、各施設の長寿命化計画のほうに委ねるほうがより適切かというふうに考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) この夏の全員協議会で、総務省からの要請項目の追加とかがあったんでこれを直したと言われましたけれども、いつの時点の総務省の通達を基にこれを改正されたのか分らんんですけれども、令和4年4月1日の通知の分でいったら、今後の公共施設等の点検、診断等の実施方針についても記載することということで、方針は記載されていますけれども、いつやるんかとかいうのが結局分らんわけじゃないですか。このシートとか公共施設等総合

管理計画だと。

シートの1枚目を出してほしいんですけども、3の項でいったら建物点検結果ということで、施設ごと、もう既に検査も行われて、この施設は外壁は小規模の補修が必要、機械設備は大規模修繕必要とかいうふうにされとるわけですよ。1枚で分かる、1つのものを見れば分かるというのが絶対にいいと思う。もう聞かんのなら聞かんでも仕方ないですけども、どう考えてもいいのは、1枚で分かるほうがいいと思いませんかという質問、しませんよ、いいのが決まるとるんだから。もう分かりました。

では、地域集会所の譲渡とか今、堆肥センターとか比較的安易なものが終わって、施設削減はこれからが正念場、大物の施設削減というようになってくると思いますけれども、計画を踏まえればあと3年で100施設以上の削減が必要ということになりますけれども、そろそろ明確に、市民、議会に対して、どの施設をいつどのように統合、廃止していくかという考えを公表すべきというように考えますけれども、お伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 施設の状況につきましては、議員おっしゃいますとおり分かりやすくお示するという事は大切なことであろうというふうに思います。個々の施設の方針につきましてでございますけれども、現在個別施設計画、令和3年3月に策定させていただきましたけれども、その中で一旦方向性をお示しているところでございます。その中には118施設につきましてあり方検討というふうな形のものでございますので、これは具体的にこれからどうするかというのを決めて、改めてお示いたしますという部分でございますけれども、これに現在方針が保留となっておる施設につきましては、今年度中に方針を定め、今後公表するように考えておりました、まだ譲渡、廃止、解体の方針で65施設ほど実際に済んでいないものがございますので、これも併せて約200施設程度で、厳密に言いますと令和3年度が終わった時点で108施設、目標の261に対して残っております。この108施設をカウントするために検討して、今後公表するように考えております。施設の統合、廃止をする時期を検討する過程におきましては、市民生活に支障が出ないように施設の利用実態は十分精査しながら、地域住民の方に対して、丁寧な説明をしながら施設の統合、廃止を進めてまいりたいと思います。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 既に個別施設計画に譲渡とあり方検討と書いてありますけれども、今おっしゃられたとおりなんですけれども、あと3年と言え、もう住民の方になくなるかもしれないことはしっかり伝わっとらんと、あり方検討と例えば書いてあるやつは伝わっとるかといったらまだ伝わっていない部分があって、廃止予定とか候補に上がっているということを事前に示していないから、示せばあと数年でなくなるかもしれないと思うたら、廃止予定の施

設をさらに今修繕くれとかいう要望も出てこんのじゃと思いますけれども、住民はそれ分かつとらんけえ、今あそこが傷んだらいうて、直してくれと、あと3年内になくなるかもしれん、5年内になくなる対象の施設かもしれんけど、住民の方はもっとようしてくれとか思いよっての施設もあるわけですよ。早めに示してあげんと、何で三次市は直してくれんのやと、内心三次市としては数年後に廃止するかもしれんなど思いながら直さんのじゃなくて、しっかり住民に伝えとく中で、施設の補修であつたり使い方であつたり、これからの市民、地域側の活用方針とか存続させるために何か動いてかもしれんし、やっぱり早めに、あと3年ってもうすぐですよ。100施設も減らすということも考えたら、早めにいいかげん出してほしいというのが私の思いでございます。

先ほど申し上げましたとおり、実際の数値じゃないんですよ。コンピュータがはじき出した数字であつたり、公共施設年平均42億円とか出ていますけれども、これも明確な数値じゃないし、具体的にもうこの施設をなくす、この施設を何年後になくすという見込みを示すことができれば、そこから先、維持管理費や更新費用が不要となるわけだし、その時期が明確になれば、より具体的に財政負担の見込みを立てられるわけですよ。何年にこの施設を廃止するというたら、そこから先かかる金いうたら解体費しか出んわけじゃし、そういったような、本当に三次市の財政負担が見えるような、こんなのじゃなくてもっといいのをつくりませんかというお願いなんですけれども、お伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 本年7月に改定しました総合管理計画の中で、先ほど42億円とおっしゃっていただきましたけれども、個別施設計画、いわゆる施設削減を行った場合の更新経費というものはお示しをさせていただいたところでございます。正確性には欠けますけれども、年間でいくと、単純な引き算でいきますと47から42を引いた5億円ということになるんですけれども、今後維持すべき施設につきましては、事業の集中化を避けながら、各年度に係る事業費の平準化を図ってまいりたいと思いますし、また廃止とか解体、さっきおっしゃいましたように解体費用がかかりますので、こうしたものにつきましても、一定程度年間の事業費を平準化しながら、廃止、解体にも取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) さっきから言いよってのように、三次市自体がこの数字は正確じゃないと認めとるわけなんです、でしょう。それがおかしいじゃないですか、おかしいですよ。これを基にしか議論できんのですよ、議会も市民も。この状態で本当にいい未来の施設統廃合とかができるのかなというのが僕の思いですよ。今回の通知の中にも、やはり総合管理計画が計画の実効性を確保するためには、計画期間における公共施設等の数、延べ床面積等に関する

目標やトータルコストの縮減、平準化に関する目標などについて、できる限り数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めることと。数だけじゃ全然、目標はお金を減らすことでしょう。でもその数の定量化が図れんのじゃないかと思うのと、もう一個、第3のその他ですけれども、昨年の3月議会、中原議員が提案されましたけれども、インフラ長寿命化計画も併せて策定して、個別施設計画とともに行動計画をやるべきであるというふうになっただけですけれども、三次市としてインフラ長寿命化計画はつくられんのですか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) これまでの答弁の中で少し触れさせていただきましたけれども、あくまでも各施設の長寿命化につきましては、先ほど申し上げるように類型別にそれぞれの劣化状況、老朽化状況を調べながら、今後の長寿命化の方針なり順位づけなどを行っていくということで、各施設ごとの長寿命化計画での対応というふうに考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 施設じゃなくてインフラの長寿命化計画はつくらんのかという問いなんですけれども。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 失礼いたしました。インフラのところでございますけれども、例えば下水道にしましても、橋梁にしましても、これらもそれぞれの類型ごとの中で長寿命計画などを策定しながら、計画的な整備に取り組んでおるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 新しく改正された総合管理計画の10ページでいえば、インフラ系の1年当たりの更新費用は道路で29.4億円、上水道施設で22.7億円、下水道施設で11.1億円、橋梁の補修費用に1年当たり更新費用3億円、ケーブルテレビ設備2年平均2億円、さらに公共施設で42億円、これ正確な数字でやっていかんと、将来的な負担が分からんままずっとやり続けていくんかなと。インフラの数字だって確かなものかも分からなくなってくるわけですよ。今までの答弁からいえば、何を基に長期財政計画を、せっかく立てていただいたけれども、本当にあれも信じていいんかどうかわからなくなるような感じもするんですけれども、ここは大丈夫なんですか。全部負担したら100億円ですよ、プラス維持管理に7億円かかりよるんじゃ、インフラと公共施設で107億円、毎年これだけにずっと支出していける体力が三次市にあるのか

というのが不安になるんですけれども、いかがでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 公共施設等総合管理計画の中でお示ししておりますインフラ系の試算につきましても、試算方法自体は建物と同様でございますので、平均的な整備単価を用いて平均的な耐用年数で算定してございますので、そういう意味合いでは、施設のほうと精度的には変わらないというところにはなるものでございます。また、長期財政運営計画等の作成に当たりましては、この数字を直接用いることはしておりませんで、実際にこれまでの維持管理で申し上げますと、当然これまでの過去の決算状況、長期的な整備事業、ハードの整備の部分につきましては、分かっているところにつきましてはその計画を折り込みながら、またそれより先の将来的な部分につきましては、今回の長期財政の部分で申し上げますと、せんだって大規模事業をお示しさせていただきましたので、そうした大きなものにつきましては個別の事業費を想定しながら、イメージしながら、全体の投資額を決定して長期財政運営計画を策定させていただいたところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 幾ら三次市が払い続けられるのかというのが、本当に正確な数字で分かんると、今から中央病院もあるし、学校も建て替えようかと言っとるし、本当にどれぐらいの規模のものを何個保有していけるのかというのを本当に明確にしていかなと、三次市の持続可能性というのを確信できるものに、市民も議会も、ぜひともやっていかにゃいけんなど、詰めていかにゃいけんなど思うところです。

最後、ここの項の質問ですけれども、施設数のカウント方式を見直すという説明がありましたけれども、施設があっても使用していないものはリストから削減するという考え方を示されましたけれども、数を減らすという目標があって、とにかく数を減らそうということだろうと思うんですけれども、施設が残つとる以上はいずれ解体費用がかかるわけで、リストから外しても将来的に負担が見込まれる費用、解体費とかはコストとして別の表などでしっかり分かるように整理すべきと考えますけれども、いかがでございましょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 今回改定に伴いまして、施設数のカウント方式について触れさせていただきましたけれども、今回の見直しにつきましては、これまでも御説明いたしましたように、既に用途を廃止しておりながら、財政的な理由で解体費が多額に及ぶため解体できずに削減実績として掲示できていないものについて、一定の解体工事費の予算は確保しますけれども、多

額なところがないために、公共施設の削減をめざすという考え方からカウント方法の見直しを行っていかうということで御説明させていただいているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、解体はできていないが削減施設としてカウントするというところでございますので、当然でございますけれども、別表などで分かるように整理するように考えております。実際に削減できたもの、そして、これは削減できていませんけれども既に機能を停止して削減状態となっておりますというものは明確に区分して、整理をするように考えております。また、解体費用につきましても一定の金額を確保しながら、順次取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 大きいものの解体についても、過疎債が使えるうちに解体したほうがいいものもあるかなと思ったりしますので、計画的にやっていただきたいというように思います。

続いて2の項、三次市立中学校の統合及び子供の支援についてお伺いいたします。これまでこの場で三次小・中とか十日市小・中の校舎統合をして、小中一貫校をしたらというような提案もしてきましたけれども、ちょっと私は視野が狭かったのかなというように思っていて、ずっといろいろ考えた結果、全中学校を1つに統合したほうがいいのではないかと考えるに至りました。三次市が整える最高の教育環境を、子供たちにひとしく与えることができるのは中学1校制であるというように考えました。どうしても少人数でしか対応できないというような生徒さんがいるならば、それはもちろん多様性を認めるというところで、その対応として小規模校を存続させるとしても、2校制というような形で多くの同級生とともに過ごし、夢を語り、夢を実現させる、最高に充実した中学3年間を送ってほしいと考えるようになったんですけども、これは私が通告した後、安芸高田市が中学1校という案を発表されましたけれども、三次市、教員不足とかも叫ばれる中で、中学を統一して、教員も県教委としっかり話をし、最高レベルに指導力のある先生を配置してもらってという話を、市長や県議の政治的交渉力にも期待しながら実現して行ってほしいと。地域人材の活用についても、三次市が誇る本当に最高の地域人材に御協力いただいて、圧倒的に充実した総合的学習やクラブ活動などを、どこに住んどってもひとしく提供できるようにすべきであるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) まず本市の小・中学校の在り方ということに関わって、少し最初に申し上げます。本市においては、今年3月に三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化についての基本方針を策定いたしまして、本年度からこのことに関わっての情報発信、あるいはまた小学校ですけれども、関係校の保護者あるいは地域の方との協議といったことを今進めていると

ころでございます。この基本方針においては、子供一人一人に豊かな教育環境を保障するという観点を基盤に、保護者や地域の方などと協議をしながら、これまで取り組んできた小中一貫教育の実績などを踏まえつつ、これを一層発展させるということを前提に、各学校区の状況に合わせて取組を進めることとしております。

議員おっしゃっていただきました中学校に関わる部分で申し上げますと、中学校の適正化の検討を始める時期の目安ということで、この基本方針でも定めておりますけれども、これにおいてはいわゆる複式学級となった時点、これは、法令上は2つの学年を併せて8名以下ということになりますけれども、あるいは1つの学年で生徒数がゼロとなった時点のいずれかということで整理をしております。また、さらにこの取組の基本的な進め方ということについても、基本方針の中で整理をしております、これはその検討を始める目安ということに関わらず、保護者や地域の皆さんに現状の積極的な情報提供を行うこと、さらにはICTの活用によって豊かな教育機会を保障する、そして小中一貫教育の充実とその魅力の発信を行うことなどに取り組みながら、具体的な適正化策を検討するという手順を進めるということとしております。これらの取組の目的というのは、持続可能な三次を将来にわたって主体的に支え創造する人づくりを進めるということでございますし、そのために、市内全域でまずは中学校区単位でのコミュニティ・スクールを導入して、そして保護者や地域、あるいは産業界、また学識経験者の皆様などを含めた多様な方々と協働しながら、地域をフィールドとした豊かな学びを社会総がかりで取り組もうということで、それぞれの地域で、あるいは学校で取組を進めているところでございます。こういうふうに、組織的な取組を今進めているというところでございます。議員御提案いただきましたことについては、1つの案として受け止めさせていただきます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 考えに考えた結果なんですよ。教育委員会は何年たっても示していただけない。僕からしたらですよ。迫田教育長になる前から、もっと教育環境のことを考えて統合とか示しましょうやと言うても、検討委員会をやってくれたりしちゃったですけども、何年たってもまだ示されんのかというのが僕の感じですよ。意思や思いを、未来を教育委員会から、三次市から何で示してくれんのかというのが僕の思いですよ。この夏以降でも、新聞見るだけでも、今、安芸高田は言いましたけれども、尾道も3小2中、1校ずつにして小中一貫校に統合すると先日もありましたし、竹原も北部4小・中を1つにして義務教育学校とする、広島市の佐伯区湯来も5小・中を1校にして統合する、庄原も、中学校は頓挫していますけれども、去年の4月には5つの小学校を統合しとる。福山も今年義務教育学校7小・中学校を統一して1つにしとると、来年も統合するというようなことで、子供らの環境を考えたら、未来を示してほしい、三次市が考える未来を。僕の一枚が気に入る、気に入らんはどうでもよくないけれどもどうでもよくて、三次市のやろうとしとる教育は、生徒を集めてどんなふうにしようとしとるんかというのを、もうそろそろ示してほしいんですよ。小規模のデメリットである

ようなことが、書かれとるようなことがもう起きとるじゃないですか。男女比、今2学年は片方の性別しかおらん学校もあつたり、協調性とかいろんな人の考え方を知るとかいう意味においても、大分ずれが出てきとると思うんですよ。そろそろもう示してほしいなというのが思いですよ。クラブ活動にしても、サッカー部単独で持てるどころすらほとんどない。十日市だって再来年ぐらい、もしかしたら単独で持てなくなるかもしれんみたいな状況になつとって、生まれた地域で大きくいろんな環境が違つとるなと思つて、しっかりスクールバスが送つてあげたり、JRとか公共交通を使いながら中学校に通つていけるような仕組みをつくつて、どの地域に生まれても三次市が提案する教育というのを受けられるという保障をすべきだと思うんですけども、もう一回お考えをお伺いいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 例えば、県内の様々な市町の情報とかいうのも、私どもも承知をしておりますし、先ほど申し上げました基本方針にのつとって今取組を進めておりますけれども、この基本方針においても、社会状況の大きな変化あるいはまた大きな制度的な変わり目というふうなところに、いつまでもこの基本方針にずっと委ねるのではなくて、見直しはしていくということにしております。したがって、今取組をしているというのは、何よりも先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、持続可能な三次市をどうつくっていくのか、そのために私どもは三次市の教育ビジョンというふうなものも第2次で策定してお示しして、その中で、例えば小・中学校だけではない、中学校を卒業しても、あるいはその先の市民一人一人が幸せを実感できる、そういう人づくりへどう取り組むのかといったようなことも含めて示しました。その中では、今の子供たちが社会へ出たときに、人生の主人公として主体的に、いろいろ課題に向き合つて、やはり自分で地域を育てる、支える、次につなぐ、そういった自覚と責任を持たせる。そのことが小・中学校の教育の中でも非常に大事な部分だと捉えております。

したがって、そういう部分をしっかりと基盤にしながらか取組を進めていく。そして社会状況の変化に応じた形で、取組については積極的に情報発信しながら、主体的に教育委員会としても取組を進めてまいりたいというふうにご考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 場所についても、僕は何個か考えたりしたんですけども、例えばみよし運動公園の土のグラウンドやテニスコートなんかも有効に使つたりしながら、市立体育館ももう建て替えにやいけんわけですから、2階建て、3階建ての体育館を造つて、三次市の中学生がひとしく最高の環境で使えるような教育環境というのを、僕はぜひとも整えていってほしいなと。南北に1個ずつ体育館を残しても、9個体育館も更新がなくなるというようなことも考えたりしなから、いい三次市の状況というのをつくつていってほしいなと思つています。

それで、三次市の教育委員会として、義務教育が終わると、その子供と関わりがほとんどなくなるんじゃないかなというふうに思うんですけども、中学卒業後も三次市の子供であることに変わりはないので、中学校までに語った夢を実現できるように、その目標達成に一步でも近づけるように、子供の思いを聞きながら、しっかり中学卒業後の支援、フォロー体制を三次市教育委員会として整えるべきだと思うんですけども、行政、民間、学者等を巻き込んで、高校生地域活動支援事業をバージョンアップさせて、人づくりに取り組んでいってはどうかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 先ほど少し御紹介いたしましたけれども、三次市教育ビジョンの第2次ということで策定した中にも、今の子供たちが社会の中心を担う20年後、30年後というようなところを見通して、このビジョンというのは策定しているところです。したがって、小・中学校を卒業しても、三次市の子供あるいは三次で学ぶ、三次に住む、そういった子供たちは三次の大切な宝であり子供たちであるという視点で、人づくりを主体的に進めていきたいというふうに考えております。

具体的にもう少し申し上げますと、先ほど言いました中学校単位のコミュニティ・スクールとか、あるいは地域学校協働活動がございますけれども、例えば三次の市内で学ぶ子供たちの多様な夢とかを育み、進路選択の動機づけになるような三次の企業と連携をした職場体験、いわゆるキャリアアップの教育とか、さらには高校生の地域活動の支援事業というふうなことにしても今取り組んでいるところでございますし、何よりも中学校までと区切るということではなくて、中学校卒業後も関わりのある大切な子供の支援、あるいは学びというところをしっかりと進めてまいります。持続可能な三次の基盤というのは、間違いなく人づくりということでありますし、その意味では本市の進める教育の根幹に第2次三次市教育ビジョンを据えまして、未来の子供たちへの支援というものは議員が御指摘いただきました今日の三次市の中学校を卒業した後に関わっても、しっかりと全力で取組を進めてまいります。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 私も「みよし結芽人～幸輝心～」ということで、ぜひとも実現してほしいなと思いますし、住み続けたいまち三次の実現に貢献する人材をつくるということなので、だからこそ、高校生地域活動支援事業が生き残る予算になっていないというのをこの前所管事務調査で次長には申し上げましたけれども、ぜひとも子供たちの夢を本当に応援すると。目標とするのが、大崎上島の高校魅力化プロジェクトとか、海士町の島前高校の魅力化プロジェクトを目標としてやっとならんとおっしゃられたけれども、全然そこまで至っていないじゃないですか。御存じ豊田さん、どれだけ子供らと関わり合っとなら、時間使っとなら。それぐらい三

次の地域の宝、人材とかを紹介してつなげて、起業できるようなところまでこの事業をやっていっていただきたいと心からお願いいたします。

最後ですけれども、厳しい財政状況の中で、私はハード事業よりソフト事業にお金を使うべきだと思います。施設統合とかをして捻出した財源をソフト事業に充てていくというようなことなんですけれども、特に教育分野についてそう思っているんです。今回、この2項目の質問を総括して、また福岡市政2期目に向けて、市長の今後の御見解、思いをお伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 今回の杉原議員の一般質問の御提言なり課題の提供なり、あるいは持続可能な地域に向けての議論を今ずっと聞かせていただいておりますけれども、原点にかえると、私も所信表明でお示しさせていただいたように、子供たちにはこの自然豊かな三次で伸び伸びと育てほしい。そして、大人になったときに三次を誇りに思ってもらいたい。そのためには、子供たちの未来にツケを回すようなことがないように、今できること全てに挑戦したい。そのような思いを所信表明で述べさせていただいております。そんな初心に立ち返り、これから三次市がしなければいけないことを、先ほど議論を展開していただいておりますけれども、杉原議員は特に教育の面ではハードよりソフトへ投資をして、子供たちの学びを保障してほしいといったような提言がありましたけれども、それは私も基本的には同じであります。

一方で、昨年11月の全員協議会でお示しをした、先ほど来議論にもなっております長期財政運営計画等、過疎計画に基づく主要事業の実施に当たっては、新たに整備していくというのではなく、今後日常生活に必要な市民生活に必要な不可欠な、例えば先ほど来あるような学校の改修、あるいは中央病院の改修、さらには衛生的な面であるとか、消防・防災機能の充実、その改修の費用を長期的な視点に立って、財源の裏づけというの担保しながら計画をお示しさせていただいたところで、これらを計画的に進めていこうというのが今後の三次市の長期的な大きな目的であります。公共施設等総合管理計画におきましても、複数の施設の統合によりまして、量の見直しを進めることとしておりますけれども、先ほど来ありますように、近年では吉舎支所、三良坂支所、そういった機能を集約化させることで利便性を向上し、効率化させるといった取組や、量の削減とともに利便性の向上といったところも追求しながら運営しているところであります。そして、今後重要なことは、杉原議員も御指摘になりましたけれども、市民の皆さんに今後政策の意思決定をする上で、例えばいろんな資料、情報の可視化であるとか、客観数値あるいはエビデンスといったようなことであると思いますけれども、そういったことも市民の皆さんに示す、そして議会の皆さんにしっかりと示していくということが重要なのではないかと考えております。

今年予算の編成方針の中にも入れさせていただいておりますけれども、今、新規の事業あるいは拡充事業については、市民などの要望等だけではなく、データ分析など客観的な情報に基づいて政策立案を行うEBPMといったような手法も取り入れながら、より実効性のある政

策立案に努めることといったようなことも予算編成方針の中に挙げさせていただいております。これは、全ての事業において当てはまっていることではありませんけれども、そういった手法もしっかりと取り入れながら、今後将来に向けて限られた財源の中で、三次市が何をしなければならぬかというところをしっかりと市民や議会の皆さんに可視化をして、今後の政策決定の参考になるような情報をしっかりと提供していきたいというふうに考えておるところであります。

私は市長就任以来、新しい三次づくりに向けて所信表明の理念に基づき市政を運営してまいりましたけれども、市民の皆さんの命と暮らしを守ることが基本であるのと同時に、新型コロナウイルス対策を始めとする様々な課題に向き合いながら、今後全力で市政運営に傾注してまいりたいと考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 社会保障費も簡単には削られんし、他会計への繰出しも簡単に削られんし、インフラの整備、維持管理も簡単に削られんですけども、やはり建物の維持管理をするだけにお金が使われるというのは本当にもったいないと思うので、全く新しいお金の使い方をぜひしていただきたい。子供たちにお金を投資していただきたいと心からお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) 以上で一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第115号 令和4年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第2、議案第115号令和4年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第115号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第115号令和4年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)について御説明申し上げます。今回の補正は歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,892万8,000円を追加し、補正後の総額を418億3,698万9,000円にしようとするものであります。本補正は新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正であります。

まず歳出から御説明いたします。総務費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業1億7,892万8,000円を追加しようとするものです。本事業は2事業を追加するもので、

まず電気料金高騰対策事業者支援事業補助金1億2,392万8,000円は、電気料金の高騰により経営に影響を受ける事業者に対して電気料金の支援を行うことで負担軽減を図り、事業継続につながるようとするものです。令和4年7月から12月のうち任意の3か月の事業に要した電気料金を前年同月と比較し、増加額の合計額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額の2分の1を補助しようとするものであります。

続きまして、プレミアム付き商品券（三次藩札）発行事業補助金5,500万円は、三次商工会議所と三次広域商工会が消費喚起のために実施するプレミアム付き商品券（三次藩札）発行事業に対して補助するものです。販売期間は令和5年3月からで、使用期間は令和5年3月から6月までを予定しています。

次に、歳入について御説明いたします。国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,065万2,000円を追加、県支出金は原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金2,223万6,000円を追加、繰入金はふるさと創生基金繰入金604万円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、プレミアム付き商品券（三次藩札）発行事業補助金について、令和5年度に繰り越そうとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第115号については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。お諮りいたします。

明日から12月15日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から12月15日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定しました。

この際、御通知いたします。各委員長から、委員会審査日割表のとおり、委員会を開催する旨、申出がありました。資料についてはタブレットフォルダ内に掲載していますので御確認ください。

三次市議会では、明後日からの常任委員会をケーブルテレビで中継いたします。明後日9日金曜日は総務常任委員会、来週12日月曜日は教育民生常任委員会、13日火曜日は産業建設常任

委員会、そして14日水曜日及び15日木曜日は予算決算常任委員会の審査状況を生中継いたします。放送開始はいずれも10時を予定しております。皆様、どうか御覧いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 3時27分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月7日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 藤井 憲一郎

会議録署名議員 保実 治